

資料25 市町村別普及率（2024 年度末）

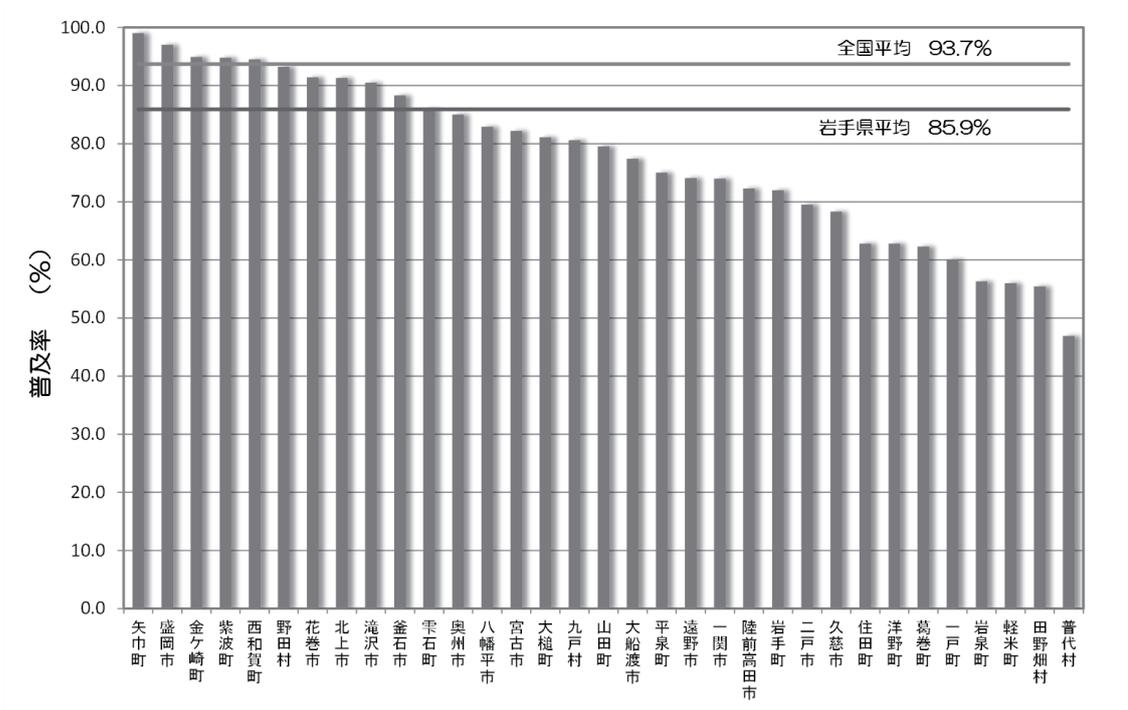


図 25-1 市町村別污水处理人口普及率 普及率順（2024 年度末）

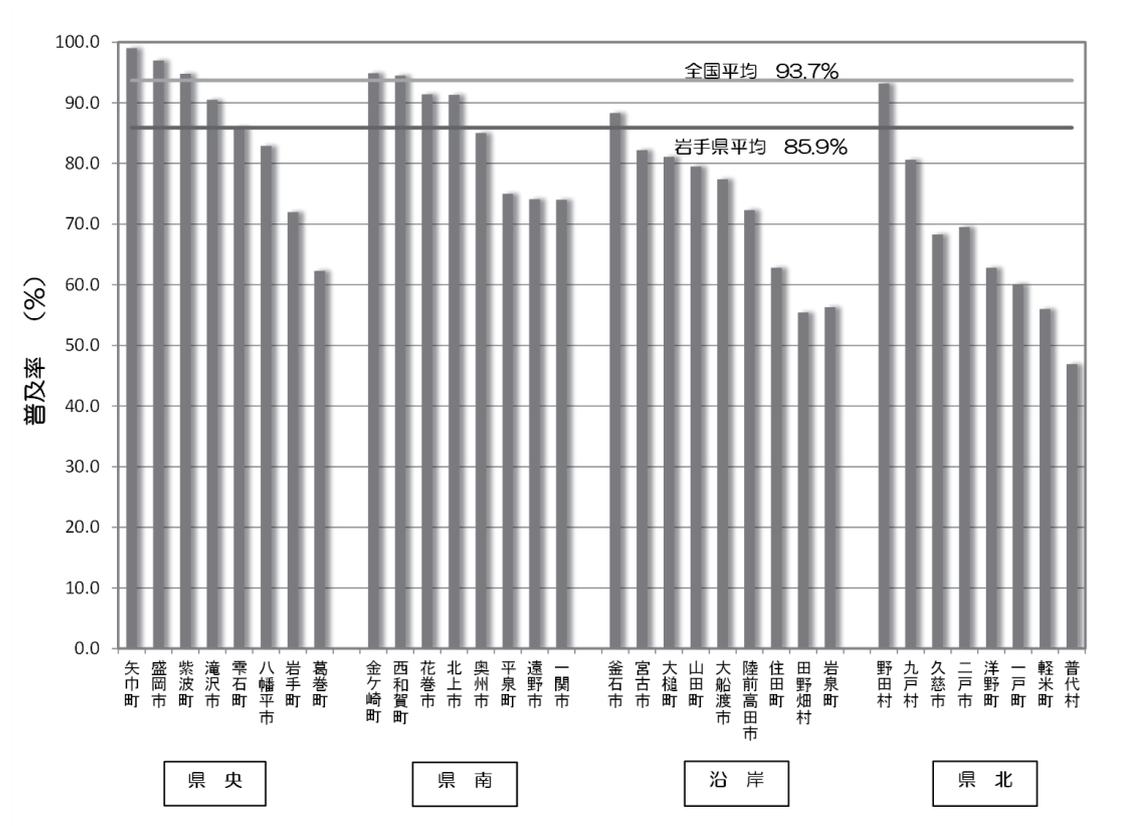


図 25-2 市町村別污水处理人口普及率 広域圏順（2024 年度末）

資料26 2024 年度末時点の下水道等施設の数

前構想時点と今回構想時点での処理施設数は、表 26-1 のように推移しています。

2024 年度末時点は 165 箇所の処理場が稼働していますが、2052 年度末には 109 箇所の処理場数となるよう統廃合が進められる予定です。

表 26-1 汚水処理施設（処理場）の箇所数

事業名	2016末 H28末実績	2024末 R6末実績	2052末 R34末
下水道	44	44	42
農業集落排水	107	92	41
漁業集落排水	23	24	23
コミプラ	8	5	3
合計	182	165	109

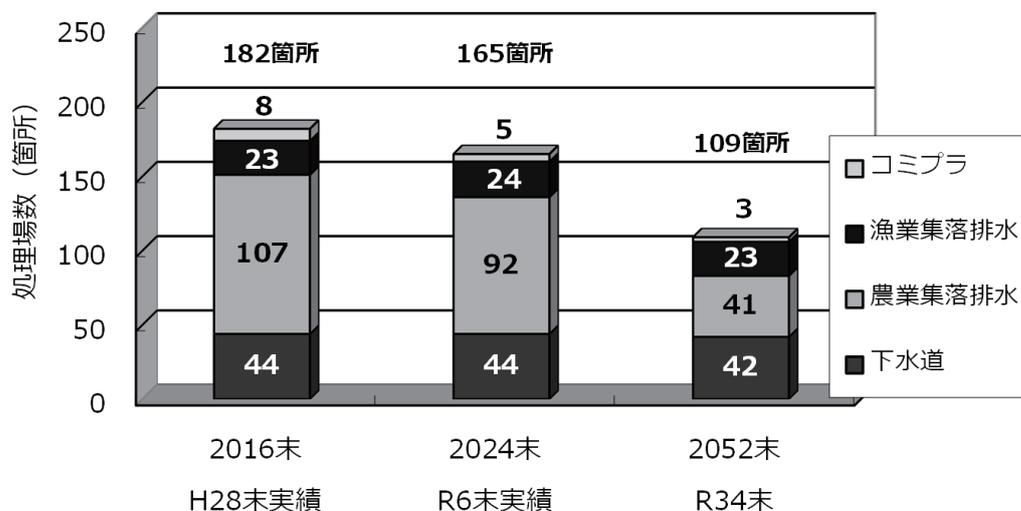


図 26-1 汚水処理場数の推移

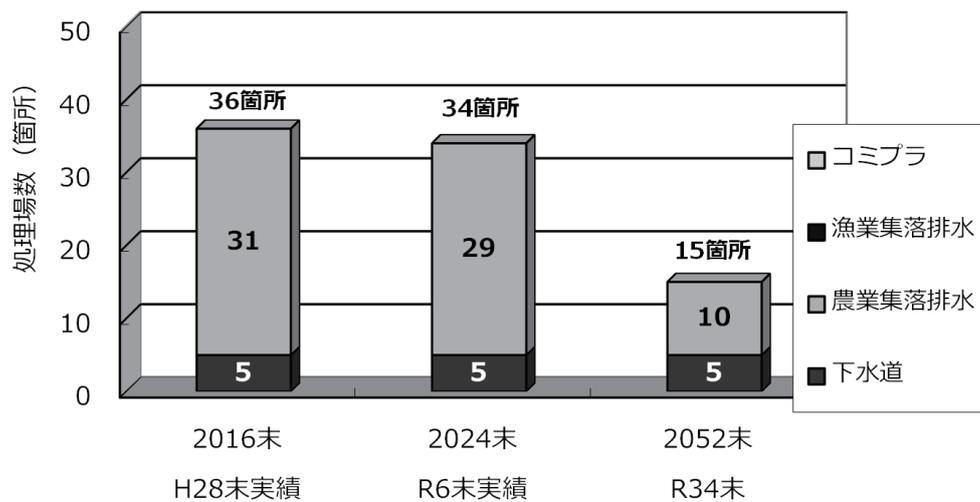


図 26-2 県央地域の汚水処理場数の推移

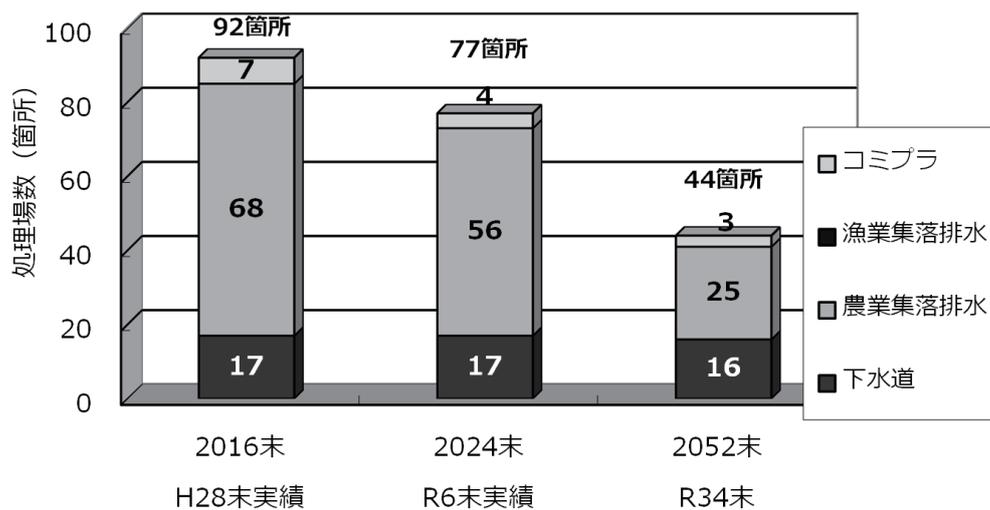


図 26-3 県南地域の汚水処理場数の推移

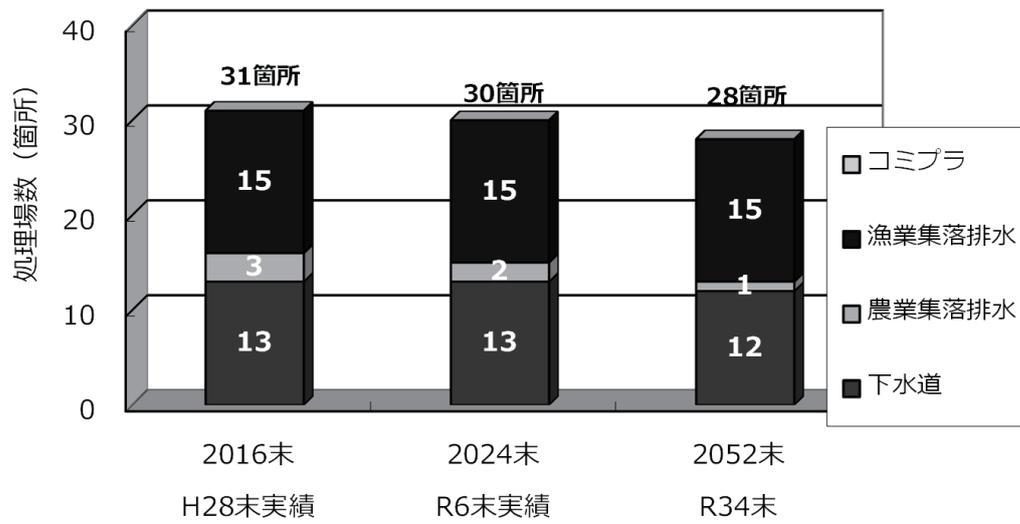


図 26-4 沿岸地域の汚水処理場数の推移

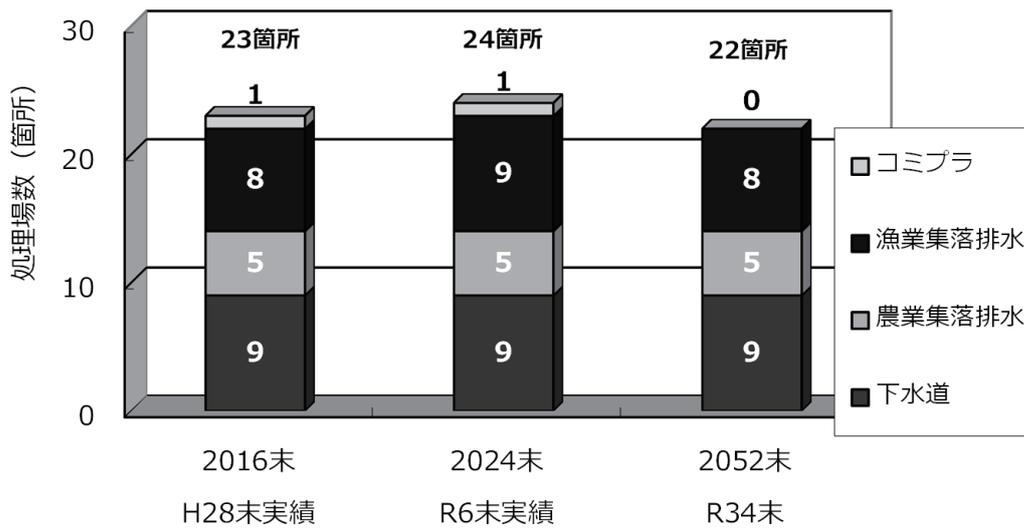


図 26-5 県北地域の汚水処理場数の推移

資料27 ビジョン 2025 における整備量と未整備量

ビジョン 2025 における県内の汚水処理普及率の状況は以下に示すとおりです。

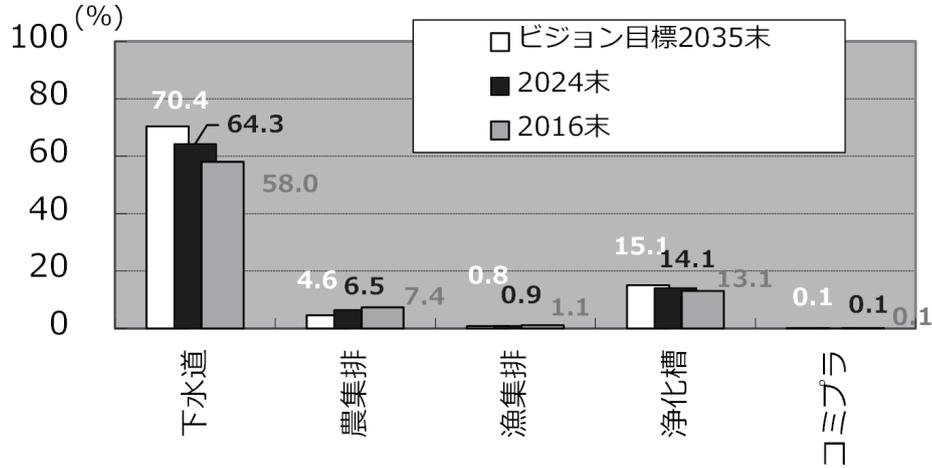


図 27-1 汚水処理普及率の状況 (全県)

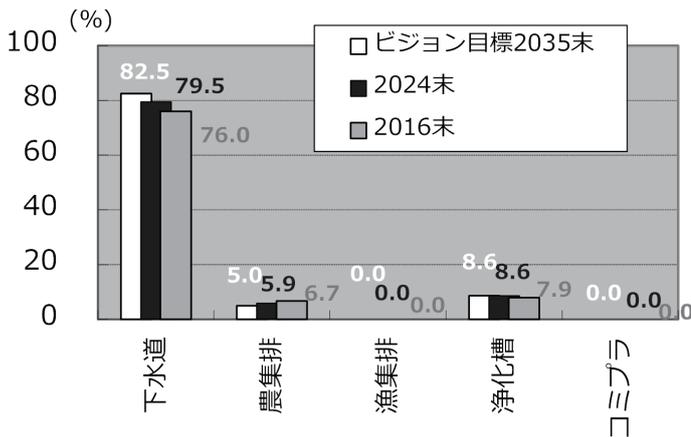


図 27-2 汚水処理普及率の状況 (県央)

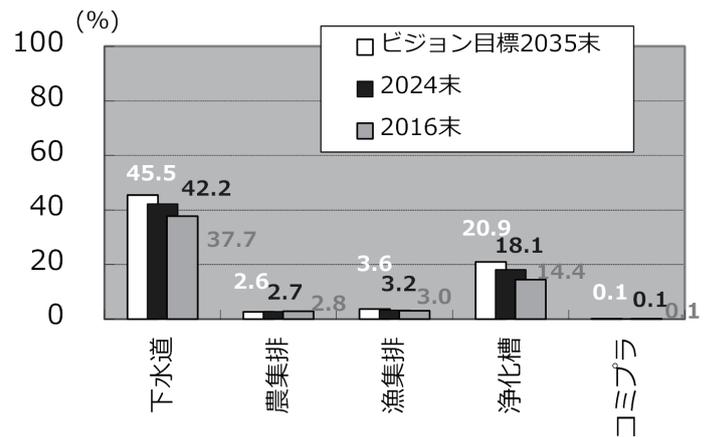


図 27-3 汚水処理普及率の状況 (県北)

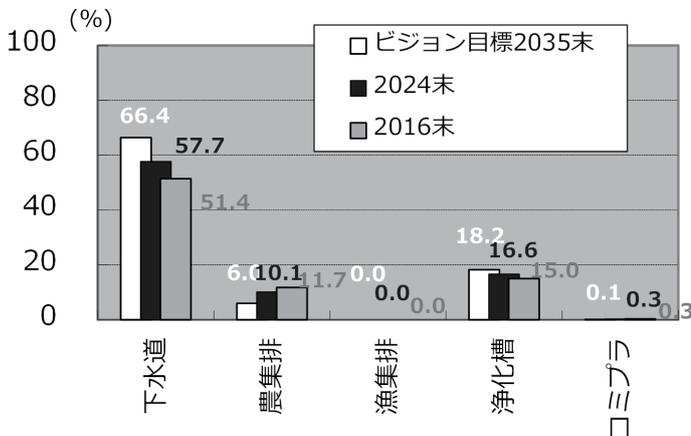


図 27-4 汚水処理普及率の状況 (県南)

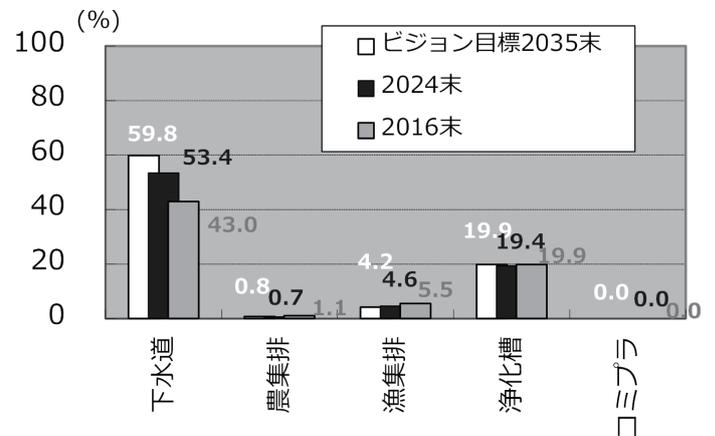


図 27-5 汚水処理普及率の状況 (沿岸)

※ 四捨五入の関係上、各数字の合計が 100%にならない場合があります。

今回の県構想では、集合処理区域の着実な整備により 2035 年度までに集合処理区域整備の概ねの完了を目指すことから、県内の全市町村において計画区域の見直しが行われました。

整備が概ね完了しつつある沿岸・県北地域と比べ、県央・県南地域では集合処理区域の大部分を個別処理区域へ見直すこととしています。

2035 年度以降においても下水道整備要望の高い県央地域では、引き続き整備をしていく予定です。

表 27-1 計画区域見直しによる整備予定面積

地域	2024年度 整備済面積 (ha)	計画見直し前 未整備面積 (ha)	計画見直し後 整備予定面積 (ha)	2035年度以降 整備予定面積 (ha)
県央	13,390	1,732	472	322
県南	13,477	2,467	538	0
沿岸	4,659	748	295	0
県北	3,243	945	165	0
合計	34,769	5,892	1,470	322

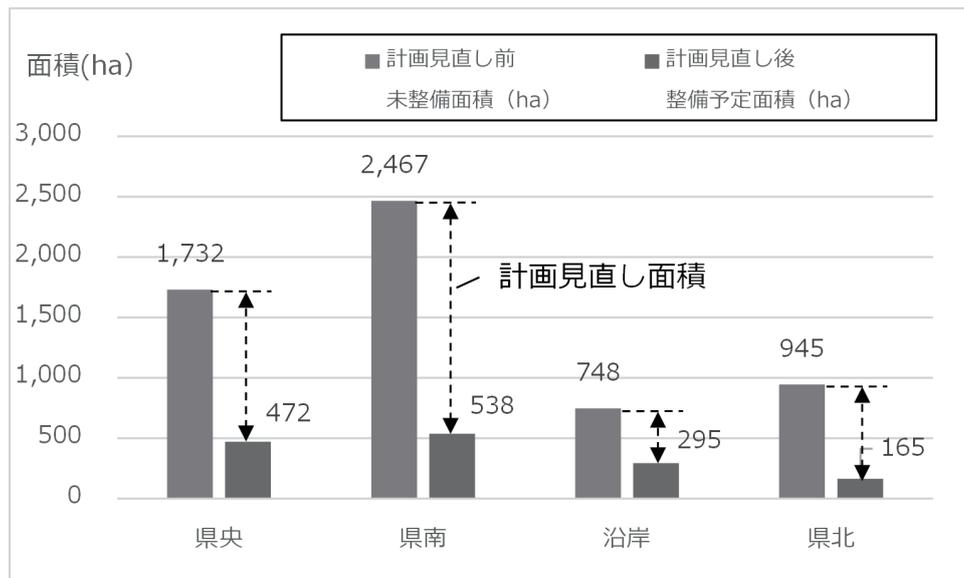
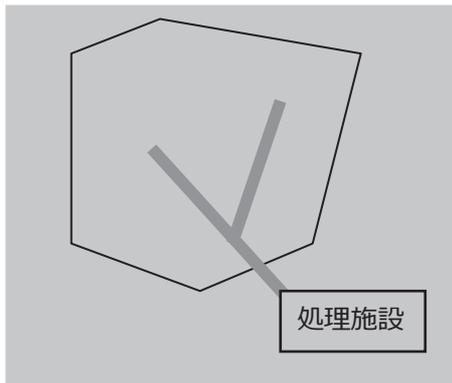


図 27-6 汚水処理普及率の状況 (県央)

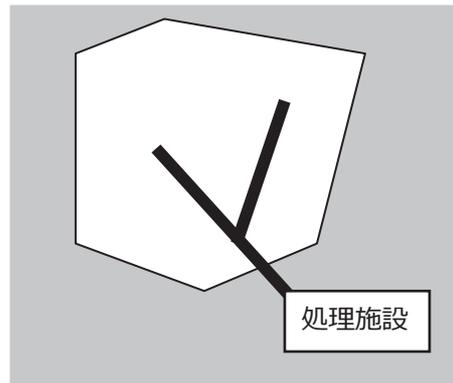
資料28 下水道と集落排水の接続率

農業集落排水と一部の漁業集落排水は、処理施設での処理開始後数年で、全ての計画区域が処理可能になります。

このことから、農業集落排水と一部の漁業集落排水においては、同一の処理区では処理を開始してから10年経過すると、どの地域においてもおおむね10年経過していることとなります。



農業集落排水の全体計画

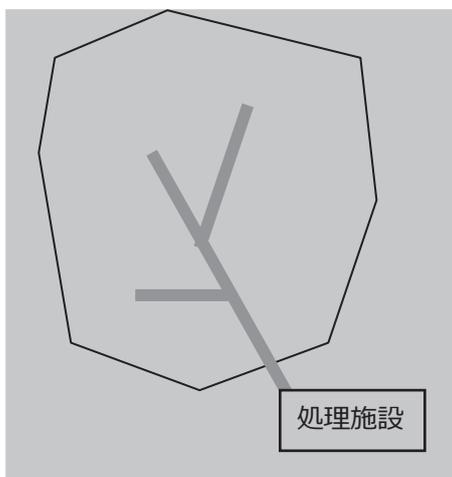


処理を開始したときに計画区域全域が処理可能となる

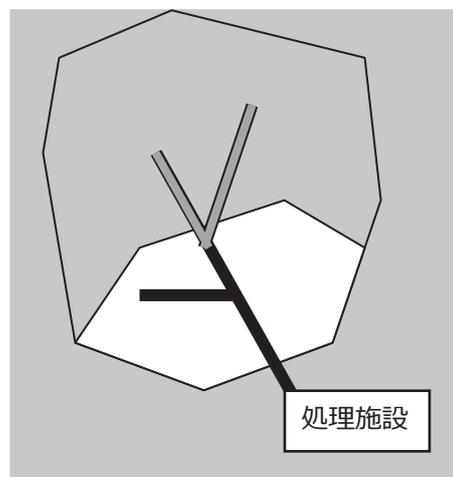
一方、下水道と一部の漁業集落排水は、処理施設で処理を開始した時点では、一部の区域が処理可能となり、その後、整備区域を順次拡大して処理可能な区域を広げていきます。

このことから、下水道と一部の漁業集落排水においては、処理を開始してから10年経過した時点では、地域によって処理可能となつてからの経過年数が10年のところもあれば1年のところもあります。

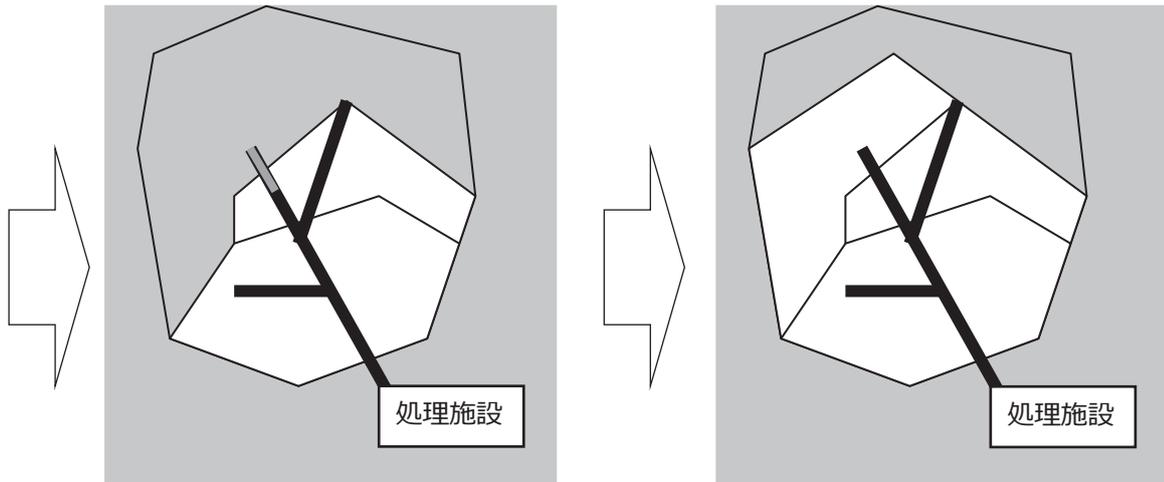
このように下水道と一部の漁業集落排水では、処理可能となつてからの経過年数が混在しているため、接続率は農業集落排水よりも低くなる傾向にあります。



下水道の全体計画



処理を開始したときには計画区域の一部が処理可能となる



処理開始後に順次整備区域を拡大していく

資料29 接続率の推移

整備手法別の接続率を見ると、漁業集落排水の接続率が低くなっています。

これは、処理を開始してから間もない地区が多いためです。

下水道の地域別の接続率を見ると、県北地域の接続率が低くなっています。

これは、県北地域の処理開始が他の地域に比べて遅かったためです。

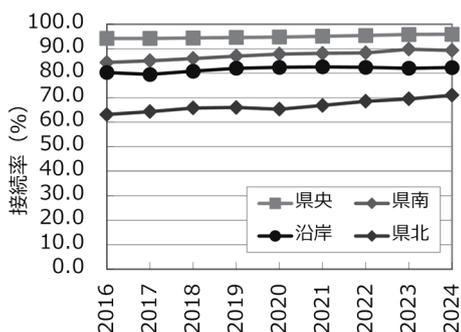


図 29-1 年度別接続率の推移

(汚水処理全体、地域別)

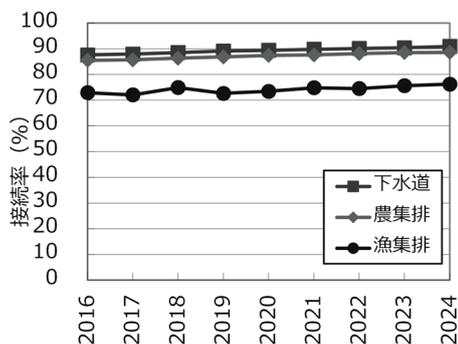


図 29-2 年度別接続率の推移

(整備手法別)

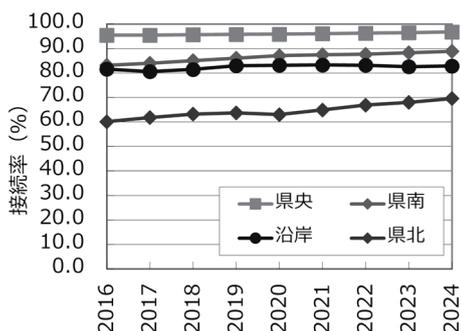


図 29-3 年度別接続率の推移

(下水道、地域別)

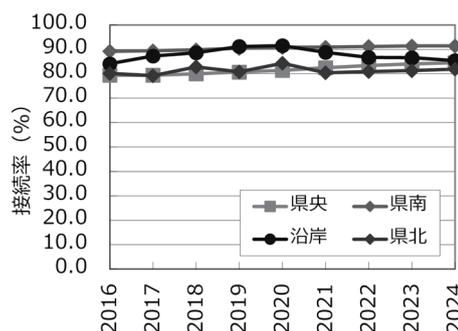


図 29-4 年度別接続率の推移

(農業集落排水、地域別)

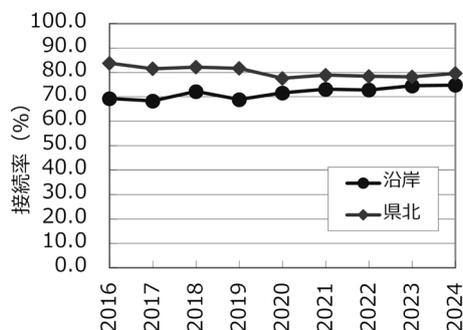


図 29-5 年度別接続率の推移

(漁業集落排水、地域別)

資料30 発生汚泥量の状況

県内の公共下水道やし尿処理施設等から発生する汚泥量について、2016年度と2023年度の状況は、下表のようになっています。

全污水处理施設から発生する汚泥量は、2016年度の約61.7千Wet-t/年から2023年度には約61.3千Wet-t/年となっており、徐々に減少しています。

表 30-1 発生汚泥量の状況

項 目	2016年度			2023年度		
	人 口 (人)	発生汚泥量		人 口 (人)	発生汚泥量	
		Wet-t/年	比 率		Wet-t/年	比 率
下水道	645,984	42,048	67.2%	667,952	43,750	71.4%
農業集落排水施設	80,644	3,295	5.3%	69,453	2,917	4.8%
漁業集落排水施設	10,388	329	0.5%	8,222	282	0.5%
コミュニティプラント	1,574	50	0.1%	1,246	43	0.1%
し尿及び浄化槽	530,845	16,826	26.9%	416,218	14,278	23.3%
合 計	1,269,435	62,548	100.0%	1,163,091	61,270	100.0%

※漁業集落排水施設、コミュニティプラント、し尿及び浄化槽の発生汚泥量は推計値

発生汚泥量の割合をみると、下水道接続人口が約2万人増えたことにより、下水道の割合が大きくなっています。その結果、し尿および浄化槽人口が減少することとなり、し尿及び浄化槽の割合が小さくなっています。

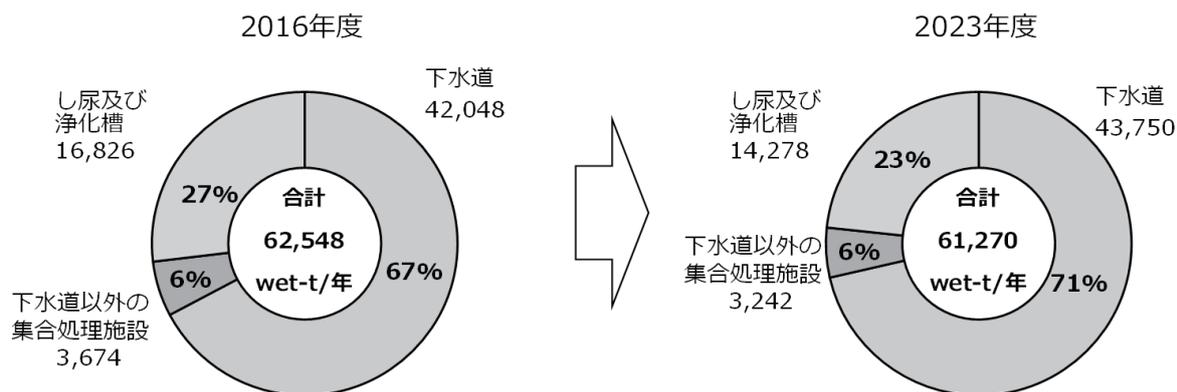


図 30-1 発生汚泥量の内訳比率

資料31 発生汚泥の有効利用状況

下水処理場やし尿処理場から発生する汚泥の有効利用状況については、2016年度の汚泥有効利用率は84%でしたが、2023年度には1ポイント増えて85%になっており、有効利用が進んでいます。

表 31-1 発生汚泥量の処分、有効利用状況

(単位：Wet- t /年)

年 度	区 分	有 効 利 用			埋立処分	合 計
		建設資材	コンポスト	小計		
2016	下水道	30,253 (72%)	7,709 (18%)	37,962 (90%)	4,086 (10%)	42,048 (67%)
	農業集落排水施設	95 (3%)	2,038 (62%)	2,133 (65%)	1,162 (35%)	3,295 (5%)
	下水道、農集排以外	24 (0%)	12,325 (72%)	12,348 (72%)	4,857 (28%)	17,205 (28%)
	合 計	30,372 (49%)	22,071 (35%)	52,443 (84%)	10,105 (16%)	62,548 (100%)
2023	下水道	30,958 (71%)	9,020 (21%)	39,978 (91%)	3,772 (9%)	43,750 (71%)
	農業集落排水施設	457 (16%)	1,341 (46%)	1,798 (62%)	1,119 (38%)	2,917 (5%)
	下水道、農集排以外	3,249 (22%)	6,888 (47%)	10,137 (69%)	4,466 (31%)	14,603 (24%)
	合 計	34,664 (57%)	17,249 (28%)	51,913 (85%)	9,357 (15%)	61,270 (100%)

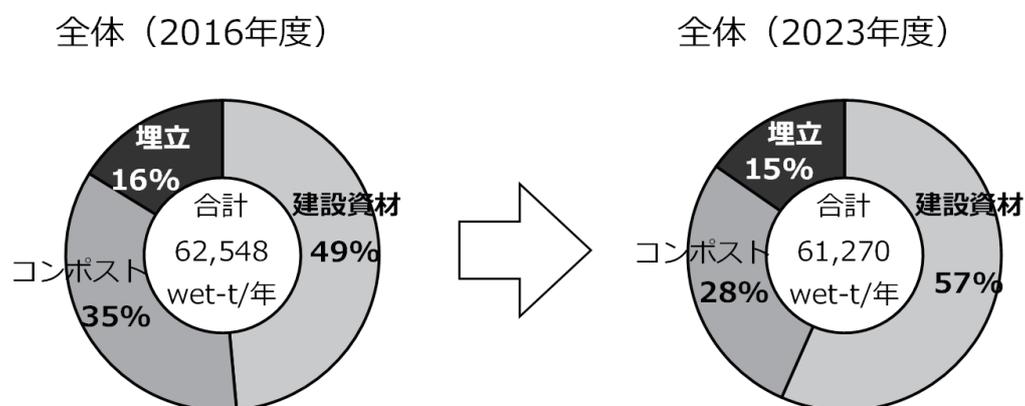


図 31-1 汚水処理全体での処分、有効利用状況

下水道では、2016 年度から 2023 年度までの有効利用方法がほぼ固定化されています。このうち、埋立となっている 10%は、宮古地域のごみ処理施設で混焼処理している分になります。

下水道以外での有効利用方法については、コンポストの利用割合が減少し建設資材として利用されている割合が高くなっています。

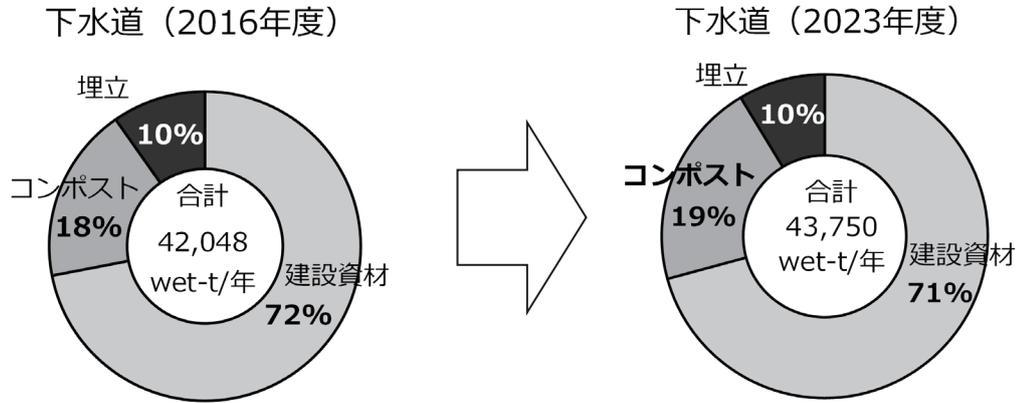


図 31-2 下水道における処分、有効利用状況

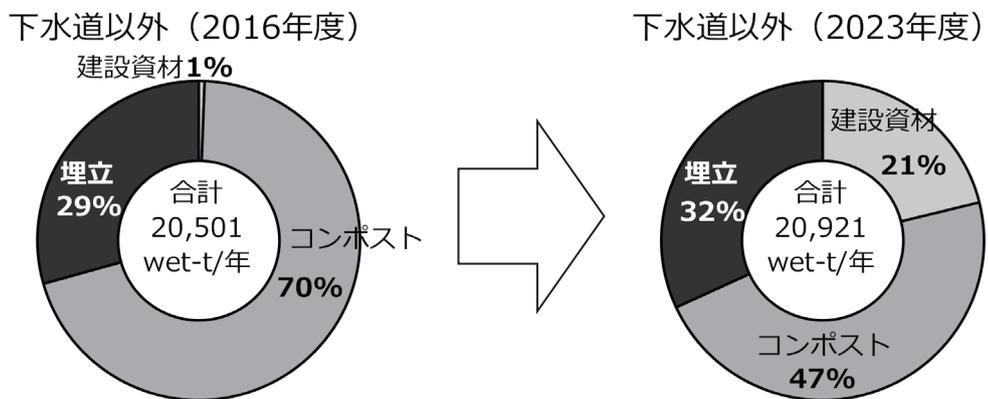


図 31-3 下水道以外における処分、有効利用状況

資料32 将来の発生汚泥量

2023年度に、県内の汚水処理施設から発生した汚泥量は約57.2千Wet-t/年で、そのうち下水道から発生する汚泥量が約72%でした。

それに対して、2035年度の発生汚泥量は約54.1千Wet-t/年と推計され、僅かですが減少する見込みとなっています。

汚水処理施設別にみた場合、下水道からの汚泥量は約3ポイント上昇する一方で、農業集落排水の汚泥量は2ポイント、し尿及び浄化槽の汚泥量は1ポイント減少する予想となっています。

表 32-1 発生汚泥量の実績と見通し

項 目	2023度		2035度	
	発生汚泥量 Wet-t/年	比 率	発生汚泥量 Wet-t/年	比 率
下水道	41,168	72.0%	40,684	75.2%
農業集落排水施設	3,146	5.5%	1,843	3.4%
漁業集落排水施設	370	0.6%	368	0.7%
コミュニティプラント	22	0.0%	5	0.0%
し尿及び浄化槽	12,487	21.8%	11,186	20.7%
合 計	57,193	100.0%	54,087	100.0%

資料33 岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画

「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」は、「いわて汚水処理ビジョン2017」の一部として位置付けられるものであり、汚水処理事業の持続可能な事業運営を推進するための広域的な取組方針を示しています。

策定にあたっては、2018年度に国から都道府県構想の一部として広域化・共同化計画を策定するよう要請されています。同年度に県関係部課と市町村により構成されている「岩手県汚水適正処理推進会議」を策定検討の場とし、2019年度から検討を行ってきました。

2022年4月にパブリックコメントを実施、県民の皆様の意見を反映し、「岩手県汚水適正処理推進会議」で協議・承認され、2022年8月に策定されたものです。

1. はじめに

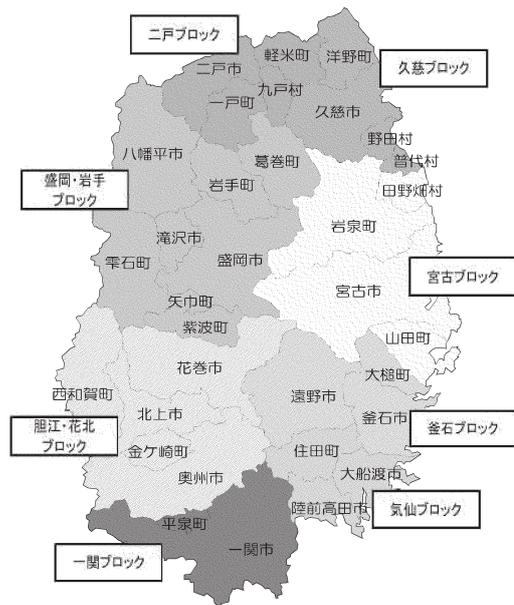
(1) 策定の趣旨

汚水処理については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところです。

このような中、事業運営の効率化を図り、持続可能な事業運営を確保していくためには各汚水処理事業体としての経営改善はもとより、地域や市町村の枠を超えた施設の広域化や維持管理の共同化など、スケールメリットや相互連携を生かした取組が有効とされており、国から都道府県構想の一部として広域化・共同化計画を策定するよう要請（平成 30 年 1 月 17 日付 4 省通知）されています。

本県では平成 30 年度から、県の行政区分（広域振興局及び行政センター）、流域下水道の処理区分、維持管理、現行事業及び地形等に基づき県内を 8 ブロックに分け、広域化・共同化の具体的な取組の検討を重ねてきたところであり、汚水処理事業の持続可能な事業運営を推進するための広域的な取組方針として岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

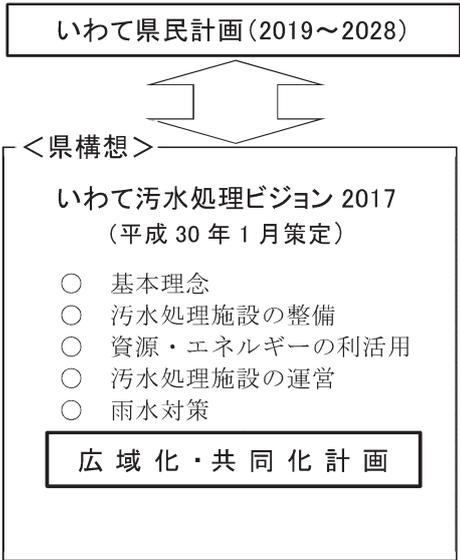
岩手県ブロック割図(8ブロック)



(2) 計画の位置付け

本県では、汚水処理施設の整備目標や普及促進等を定めた、「いわて汚水処理ビジョン 2017」を平成 30 年 1 月に策定しており、本計画は同ビジョンの一部として位置付けるものです。

また、「いわて県民計画（2019～2028）」と整合・調和を図りながら推進する計画です。



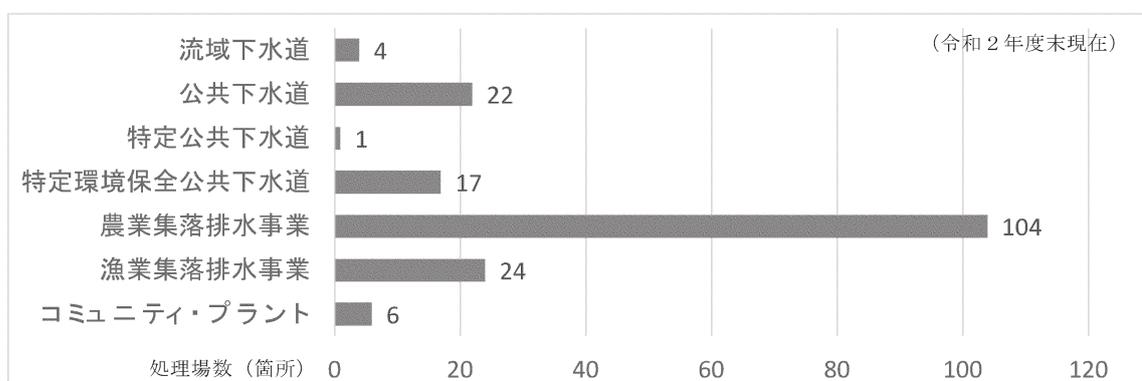
2. 汚水処理事業の現状と課題

(1) 施設における現状と課題

- 令和2年度末時点の処理場数は178箇所あり、このうち農業集落排水事業に係る処理場は104箇所と約58%を占めています。
- 供用年数（基準年：令和2年度）が20年以上の処理場の割合は55%と半数以上あり、機械電気設備を中心として更新需要が到来しています。
- 各下水道処理場の平均稼働率^{※1}には幅があり、余力を有する施設も見られます。

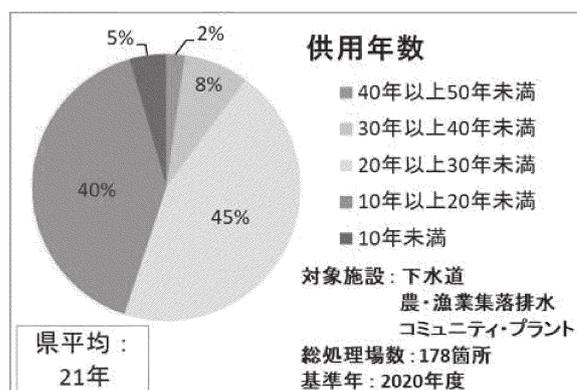
【課題】

- ・ 施設の老朽化や耐用年数^{※3}の到来に対応した修繕や改築更新への備えが必要
- ・ 汚水量の減少や施設稼働率を見据えた設備の有効活用の検討が必要

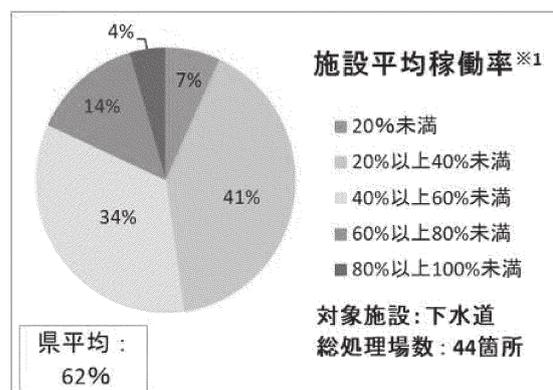


出典：県調査結果

図1 岩手県内の処理場数



出典：県調査結果



出典：平成30年度下水道統計

図2 県内の供用年数別処理場数割合

図3 県内の施設平均稼働率別処理場数割合

※1 施設平均稼働率(%) = 晴天時平均処理水量 (m³/日) / 晴天時処理能力^{※2} (m³/日)

※2 処理能力の設計では一般に設計指針に基づき日最大計画汚水量と日平均計画汚水量の比(1:0.7~0.8)を考慮し設定

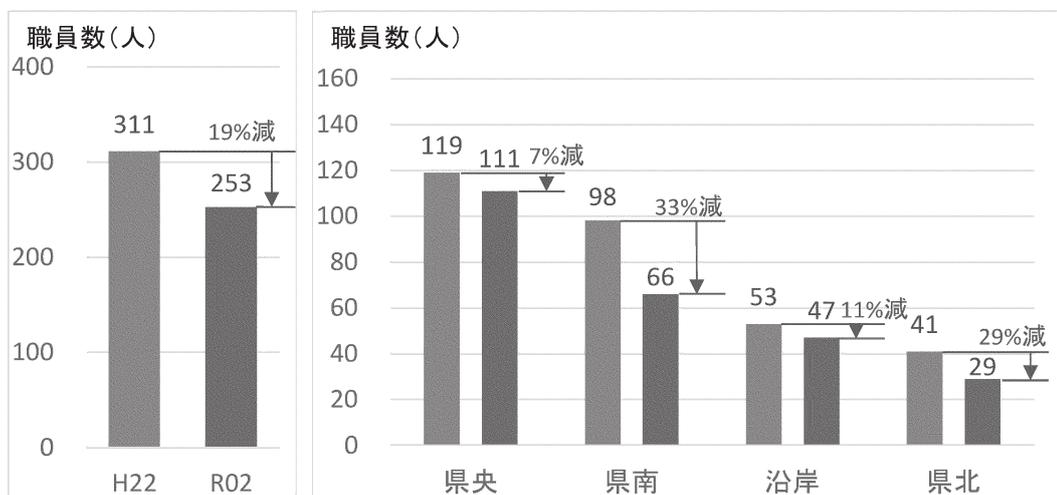
※3 標準耐用年数：機械設備8年~35年、電気設備7年~20年

(2) 体制における現状と課題

- 多くの市町村において下水道職員数が減少傾向にあり、平成 22 年度から令和 2 年度の 10 年間で約 2 割減少しています。地域別に見ると県南広域振興局管内での減少傾向が強くなっています。
- 下水道職員数が 5 人以下の市町村の割合は 64%と少人数体制の組織が多くなっています。
- 下水道職員数が 1～2 名の市町村の割合は、平成 22 年度から令和 2 年度の 10 年間で約 1 割増加しており、その市町村の半数では職員が下水道と上水道を兼務しています。

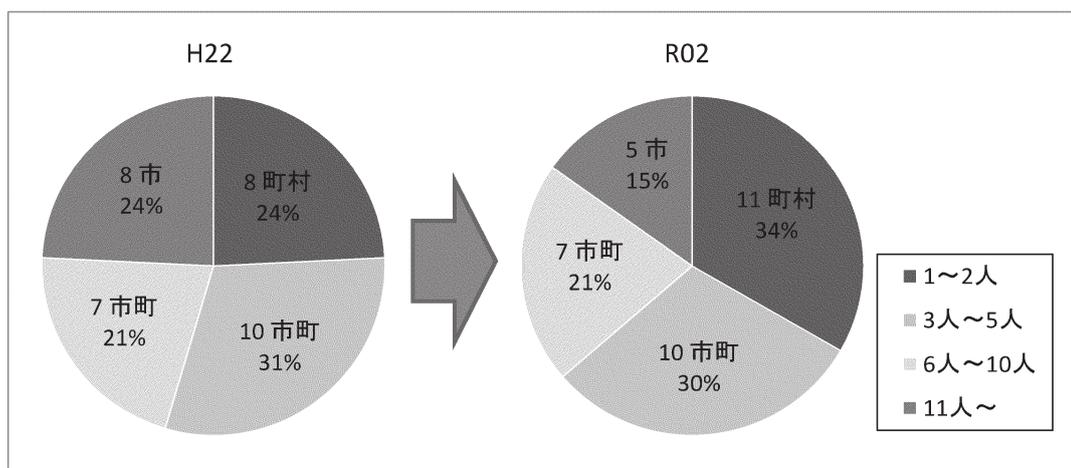
【課題】

- ・ 下水道職員数の減少に伴う組織力の低下への対応が必要
- ・ 少人数体制の組織が多いため、各専門分野レベルでの技術の継承が難しい
- ・ 今後の施設更新や耐震化・耐水化対策に向けた人材確保が必要
- ・ 危機管理への体制確保が必要



出典：平成 22 年度及び令和 2 年度岩手県調査値

図 4 県全体及び管内別の下水道職員数



出典：平成 22 年度及び令和 2 年度岩手県調査値

図 5 人数ランク別の下水道職員数割合の変化

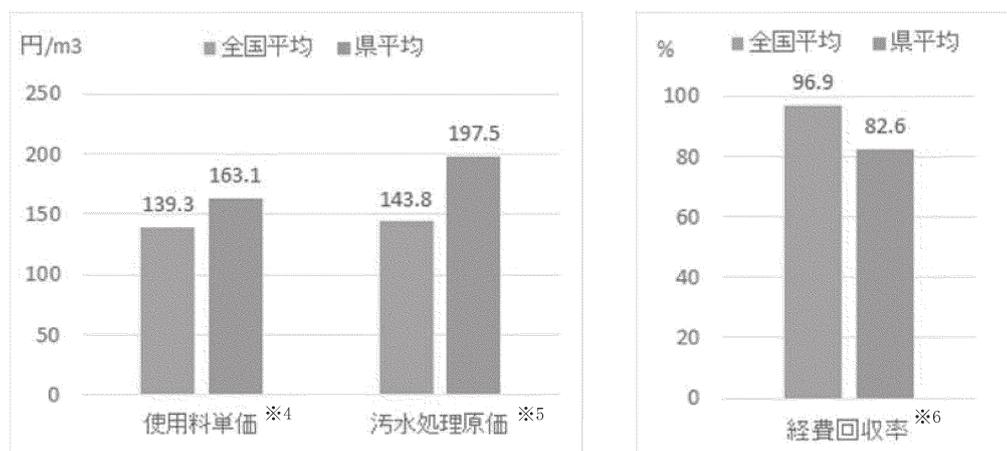
(3) 経営における現状と課題

- 使用料単価及び汚水処理原価は、全国平均と比較して高い水準にあります。
- 汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す経費回収率は、82.6%と100%を下回っており、全国平均の96.9%よりも低い水準となっています。
- 市町村別に見ると、経費回収率100%以上の市町村は4市町のみであり、県内市町村の大半が経費回収率100%未満となっています。
- 年間処理水量が少ないほど水量当たりの処理場維持管理費は高くなる傾向があります。
- 人口減少に伴う使用料収入の減少により、経費回収率の低下が見込まれます。

【課題】

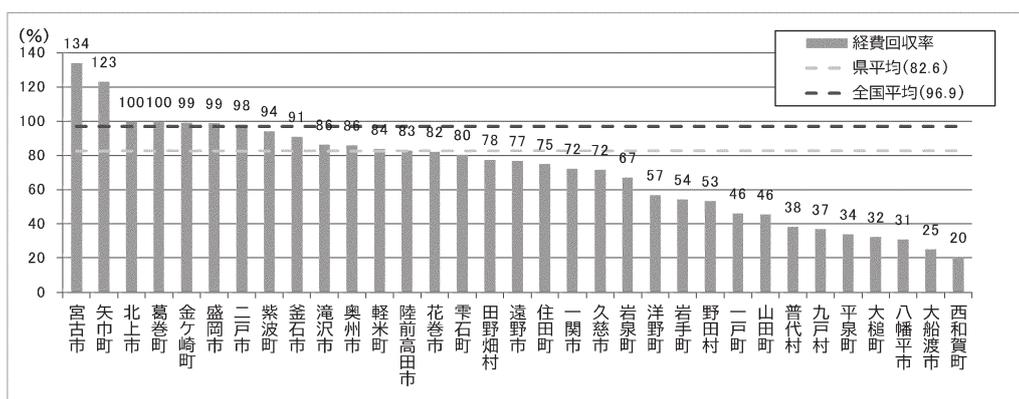
- ・ 汚水処理原価に見合った使用料単価の見直しが必要 **収入**
- ・ 人口減少に伴う使用料収入の減少を見据えた対応が必要 **収入・支出**
- ・ 業務の効率化やコスト縮減など経費回収率の向上に向けた更なる取組が必要 **収入・支出**

(**収入**)：収入に関する課題、(**支出**)：支出に関する課題)



出典：平成29～31年度地方公営企業年鑑（対象事業：公共・特環・農集・漁集, 3か年平均）

図6 使用料単価、汚水処理原価及び経費回収率の全国との比較



出典：平成29～31年度地方公営企業年鑑（対象事業：公共・特環・農集・漁集, 3か年平均）

図7 市町村別の経費回収率

※4 使用料単価 (円/m³) = 使用料収入 (円/年) / 年間有収水量 (m³/年)

※5 汚水処理原価 (円/m³) = 汚水処理費 (円/年) ※7 / 年間有収水量 (m³/年)

※6 経費回収率 (%) = 使用料収入 (円/年) / 汚水処理費 (円/年)

※7 汚水処理費 (円/年)： 汚水処理に係る維持管理費+資本費※8（一般会計が負担すべき経費を除く）

※8 汚水処理に係る資本費：（法適用）企業債利息、減価償却費他、（法非適用）地方債利息、地方債償還金他

3. 広域化・共同化計画の取組方針

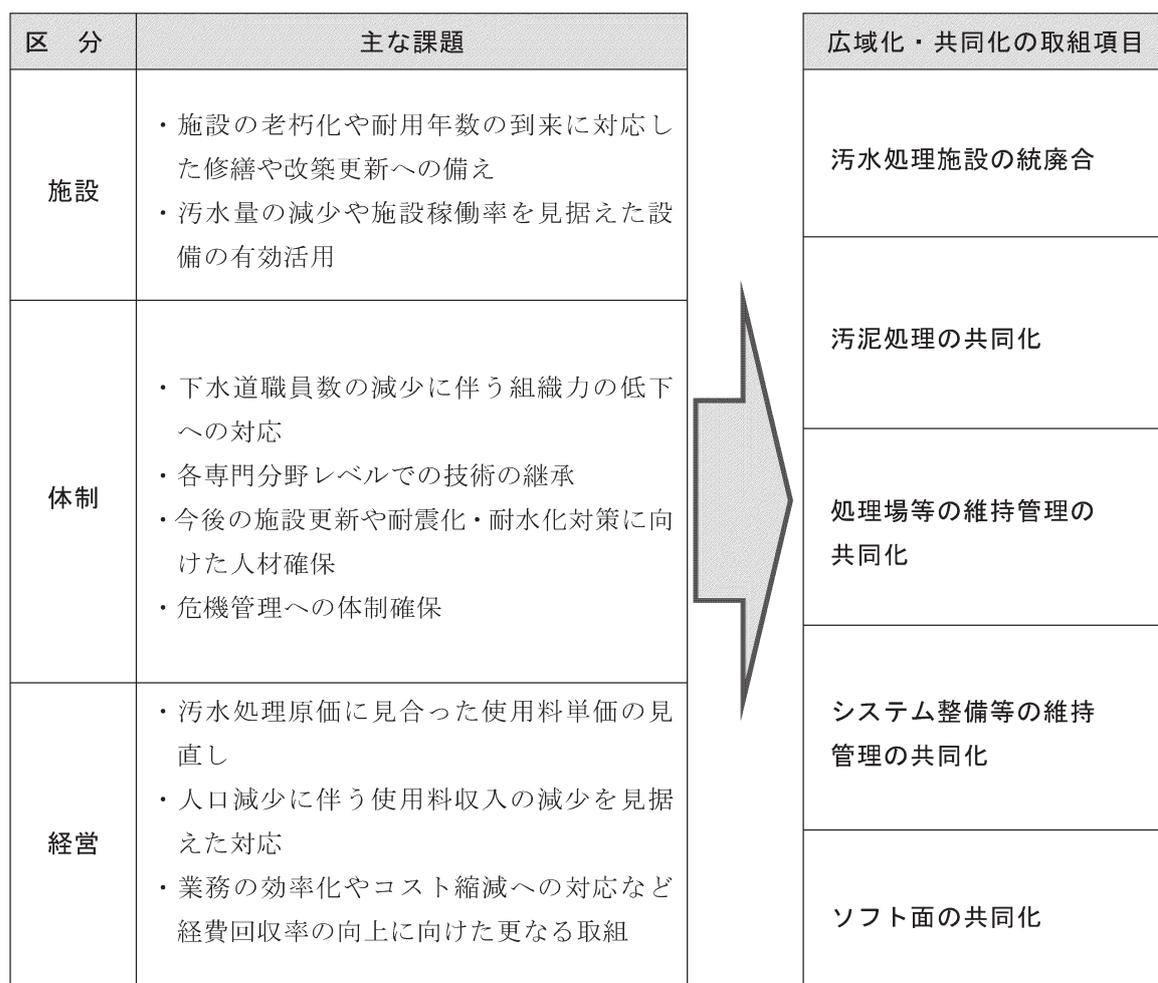
汚水処理事業の経営環境は厳しさを増しており、将来にわたり持続的な運営が図られるよう、より効率的な施設計画や維持管理が求められています。

特に、汚水処理施設に対する改築更新需要が高まるなか、人口減少等に伴う使用料収入の減少が見込まれるため、長期的な視野を持った取組が必要であり、統廃合なども視野に適切な施設管理を進めていく必要があります。

このことを踏まえ、「汚水処理施設の統廃合」、「汚泥処理の共同化」により、汚水量の減少や施設稼働率の状況を見据えた設備の有効活用を推進するとともに、「処理場等の維持管理の共同化」、「システム整備等の維持管理の共同化」により、効率的な維持管理に取り組みます。

また、職員数の減少に伴う組織力の低下や各専門分野での技術の継承を確保するため、人材育成などの「ソフト面の共同化」に取り組みます。

県としては、広域連携による取組を希望する事業者同士の具体的な連携が実現するよう調整していきます。

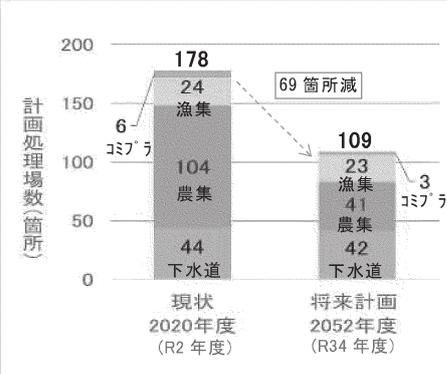


4. 広域化・共同化計画の具体的な取組

汚水処理事業の経営改善に向けては、維持管理費の縮減や施設更新費用の低減が重要となります。特に汚水処理場の維持管理費や施設更新費用は、費用全体の中で大きなウェイトを占めているため、汚水処理場の統廃合を進めることは、経営改善に繋がっていきます。

このため汚水処理場を多数抱える市町村では、自治体内の汚水処理場の統廃合を優先的に取り組むこととします。また、近隣汚水処理施設との物理的距離や地形的制約によってハード的な連携が難しい市町村では、汚水処理場等やシステム整備等の維持管理の共同化を推進します。

県では、流域下水道を基幹とした効率的な統廃合を推進するとともに、経営基盤強化の参考となる情報収集・提供や先進事例の紹介等を通じて、各事業者の課題解決に向けた取組を支援していきます。

	取組項目	主な内容															
①	汚水処理施設の統廃合	<p>農業集落排水から公共下水道への接続や農業集落排水間の接続等による処理場の統廃合に取り組む</p>  <table border="1" data-bbox="813 869 1260 1243"> <caption>計画処理場数(箇所)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>下水道</th> <th>農集</th> <th>漁集</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状 2020年度 (R2年度)</td> <td>44</td> <td>104</td> <td>24</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>将来計画 2052年度 (R34年度)</td> <td>3</td> <td>42</td> <td>23</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>69箇所減</p>	年度	下水道	農集	漁集	合計	現状 2020年度 (R2年度)	44	104	24	178	将来計画 2052年度 (R34年度)	3	42	23	109
年度	下水道	農集	漁集	合計													
現状 2020年度 (R2年度)	44	104	24	178													
将来計画 2052年度 (R34年度)	3	42	23	109													
②	汚泥処理の共同化	移動脱水車の共同運用や汚泥の集約運搬処理等、効率的な汚泥処理に取り組む															
③	処理場等の維持管理の共同化	処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同発注等に取り組む															
④	システム整備等の維持管理の共同化	管路・設備台帳システム、ストックマネジメント計画の共同発注等に取り組む															
⑤	ソフト面の共同化	職員研修等の人材育成や災害時対応を見据えた防災訓練等に取り組む															

① 汚水処理施設の統廃合

広域圏	広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(汚水処理施設の統廃合)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
				～2022(～R4)	短期	中期	長期
					2023～2027(R5～R9)	2028～2032(R10～R14)	2033～2052(R15～R34)
県央	盛岡市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	太田(農集) →都南(流域)		接続検討		
			乙部(農集) →都南(流域)		接続検討		
			太田第二(農集) →都南(流域)		接続検討		
			上飯岡(農集) →都南(流域)		接続検討		
			下飯岡(農集) →都南(流域)		接続検討		
			乙部第二(農集) →都南(流域)		接続検討		
			巻堀(農集) →都南(流域)		接続検討		
	八幡平市	農業集落排水施設の統廃合	寄木(農集) →田頭・平笠(農集)			協議調整 接続工事 供用開始	
			寺田(農集) →平館・寺田南(農集)		協議調整 接続工事 供用開始		
		公共下水道と農業集落排水との統廃合	平館・寺田南(農集) →西根(公共)			協議調整	接続工事 供用開始
	雫石町	公共下水道と農業集落排水との統廃合	安庭(農集) →都南(流域)		協議調整	接続工事 供用開始	
			駒木野(農集) →都南(流域)		協議調整 接続工事 供用開始		
			中島(農集) →都南(流域)			協議調整 接続工事 供用開始	
	葛巻町	農業集落排水施設の統廃合	四日市(農集) →葛巻(農集)		協議調整	接続工事 供用開始	
紫波町	公共下水道と農業集落排水との統廃合	上平沢(農集) →紫波(公共)				協議調整 接続工事 供用開始	
		山王海(農集) →紫波(公共)				協議調整 接続工事 供用開始	
矢巾町	公共下水道と農業集落排水との統廃合	間野々(農集) →都南(流域)			協議調整 接続工事 供用開始		
		下赤林(農集) →都南(流域)	接続工事 供用開始				
		矢巾西郷(農集) →都南(流域)				協議調整 接続工事 供用開始	
		不動(農集) →都南(流域)				協議調整 接続工事 供用開始	

接続検討：将来における施設統廃合の可能性(既存施設の改築、ダウンサイジング等を含む)を検討すること
 協議調整：施設統廃合に係る各種協議、手続き(財産処分、事業計画の変更等)を実施すること
 接続工事：施設統廃合に係る接続設備(管路・ポンプ施設等)の工事を実施すること
 供用開始：施設統廃合に係る接続設備(管路・ポンプ施設等)の供用を開始すること

広域圏	広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(污水处理施設の統廃合)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
				～2022(～R4)	短期	中期	長期
					2023～2027(R5～R9)	2028～2032(R10～R14)	2033～2052(R15～R34)
県南	花巻市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	長根(農集) →花北(流域)		接続検討		
			熊野(農集) →花北(流域)		接続検討		
			湯本南方(農集) →花北(流域)		接続検討		
			西南(農集) →花北(流域)		接続検討		
			三日堀(農集) →花北(流域)		接続検討		
			大北(農集) →花北(流域)		接続検討		
			八重畑(農集) →花北(流域)		接続検討		
		農業集落排水施設の統合	猪鼻(農集) →八重畑(農集)		接続検討		
	北上市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	蔵屋敷(農集) →花北(流域)	接続工事	接続工事 供用開始		
			鳩岡崎(農集) →花北(流域)		協議調整 接続工事 供用開始		
			飯豊(農集) →花北(流域)			協議調整 接続工事 供用開始	
			大堰川(農集) →花北(流域)			協議調整 接続工事	供用開始
			村上(農集) →花北(流域)			協議調整 接続工事 供用開始	
			滑田・藤根(農集) →花北(流域)		協議調整	接続工事 供用開始	
			元年(農集) →花北(流域)			協議調整	接続工事 供用開始
	一関市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	原前(農集) →花泉(特環)			協議調整 接続工事 供用開始	
		西黒沢(農集) →一関(流域)			協議調整 接続工事	供用開始	
		公共下水道とコミュニティプラントとの統廃合	萩の森(コミプラ) →千厩(公共)	協議調整 接続工事 供用開始			
	奥州市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	増沢(農集) →胆江(流域)	接続工事 供用開始			
			高橋(農集) →胆江(流域)		協議調整 接続工事 供用開始		
			折居(農集) →胆江(流域)	協議調整	接続工事 供用開始		
			上島(農集) →胆江(流域)	接続工事 供用開始			
			上野(農集) →胆江(流域)	協議調整	接続工事 供用開始		
二子町(農集) →胆江(流域)					協議調整	接続工事 供用開始	
稲置(農集) →前沢(公共)			接続工事 供用開始				
岩堰(農集) →前沢(公共)				協議調整 接続工事	供用開始		

広域圏	広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(汚水処理施設の統廃合)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール				
				～2022 (～R4)	短期	中期	長期	
					2023～2027 (R5～R9)	2028～2032 (R10～R14)	2033～2052 (R15～R34)	
県南	奥州市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	辻(農集) →胆江(流域)				協議調整 接続工事 供用開始	
			倉沢(農集) →胆江(流域)			協議調整	接続工事 供用開始	
		農業集落排水施設の統合	川西(農集) →倉沢(農集)	協議調整	接続工事 供用開始			
			石関(農集) →倉沢(農集)			協議調整	接続工事 供用開始	
			上三照(農集) →倉沢(農集)				協議調整 接続工事 供用開始	
			愛宕(農集) →供養塚(農集)				協議調整 接続工事 供用開始	
			供養塚(農集) →辻(農集)				協議調整 接続工事 供用開始	
			古城(農集) →折居(農集)	協議調整	接続工事 供用開始			
			吹張(農集) →上野(農集)	協議調整	接続工事 供用開始			
			六道・寺向(農集) →富田川西(農集)	協議調整	接続工事 供用開始			
	公共下水道とコミュニティプラントとの統廃合	真城が丘(コミプラ) →胆江(流域)		協議調整 接続工事 供用開始				
	西和賀町	公共下水道(特環)の統合	沢内(特環) →湯田(特環)				接続検討	
		公共下水道(特環)と農業集落排水との統廃合	北川舟(農集) →沢内(特環)				協議調整 接続工事 供用開始	
	金ヶ崎町	公共下水道と農業集落排水との統廃合	西郷(農集) →胆江(流域)		協議調整 接続工事 供用開始			
			北方(農集) →胆江(流域)		協議調整	接続工事 供用開始		
			三ヶ尻(農集) →胆江(流域)			協議調整 接続工事	接続工事 供用開始	
			永南(農集) →胆江(流域)				協議調整 接続工事 供用開始	
		農業集落排水施設の統合	下永沢(農集) →永南(農集)				協議調整 接続工事 供用開始	
沿岸	陸前高田市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	下矢作(農集) →陸前高田(公共)		接続検討	協議調整 接続工事 供用開始		
	金石市	公共下水道の統合	上平田(公共) →大平(公共)	協議調整	協議調整 接続工事	供用開始		
		公共下水道と農業集落排水との統廃合	栗林(農集) →鶴住居(公共)	接続工事 供用開始				
県北	久慈市	漁業集落排水施設の統合	田子の木(漁集) →横沼(漁集)				接続検討	
		公共下水道とコミュニティプラントとの統廃合	大川目(コミプラ) →久慈(公共)				接続検討	

②汚泥処理の共同化

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(汚泥処理の共同化)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			~2022 (~R4)	短期	中期	長期
				2023~2027 (R5~R9)	2028~2032 (R10~R14)	2033~2052 (R15~R34)
遠野市、釜石市、大槌町	汚泥脱水の共同化	【公共下水】処理場 ・遠野市:遠野(公共)、宮守(特環) ・釜石市:大平(公共)、鶴住居(公共) ・大槌町:大槌(公共)		・条件整理	・実施調整	・共同化の実施
大船渡市、陸前高田市、住田町	汚泥脱水の共同化	【公共下水・漁集排水】処理場 ・大船渡市:大船渡(公共)、根白(漁集)、小石浜(漁集)、千歳(漁集)、砂子浜(漁集)、崎浜(漁集) ・陸前高田市:高田(公共)、矢の浦(漁集)、広田(漁集) ・住田町:世田米(公共)		・実施調整	・共同処理の実施	
軽米町、九戸村、一戸町	汚泥脱水の共同化	【公共下水・農集排水】処理場 ・軽米町:軽米(特環) ・九戸村:九戸(特環)、戸田(農集) ・一戸町:一戸(公共)、奥中山(農集)		・条件整理	・実施調整	・共同化の実施
久慈市、野田村	汚泥脱水の共同化	【公共下水】処理場 ・久慈市:久慈(公共) ・野田村:野田(公共)		・条件整理	・実施調整	・共同化の実施

※市町村名は市町村コード順に記載

③処理場等の維持管理の共同化

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(処理場等の維持管理の共同化)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022 (～R4)	短期	中期	長期
				2023～2027 (R5～R9)	2028～2032 (R10～R14)	2033～2052 (R15～R34)
遠野市、釜石市、大槌町	処理場等維持管理業務委託の共同発注	【公共下水・農集排水・漁集排水】処理場・ポンプ場・MP ・遠野市：遠野(公共)、沢田飯豊(農集) ・釜石市：大平(公共)、唐丹(漁集) ・大槌町：大槌(公共)、吉里吉里(漁集)		・実施調整	・共同発注の実施	
大船渡市、陸前高田市、住田町	処理場等維持管理業務委託の共同発注	【公共下水・漁集排水】処理場 ・大船渡市：根白(漁集)、小石浜(漁集)、千歳(漁集)、砂子浜(漁集)、崎浜(漁集) ・陸前高田市：高田(公共)、矢の浦(漁集)、広田(漁集) ・住田町：世田米(公共)		・実施調整	・共同発注の実施	
軽米町、九戸村、一戸町	処理場等維持管理業務委託の共同発注	【公共下水・農集排水】処理場・ポンプ場・MP ・軽米町：軽米(特環) ・九戸村：九戸(特環)、戸田(農集) ・一戸町：一戸(公共)、奥中山(農集)		・実施調整 ・先行自治体の共同発注の実施	・実施調整(対象拡大)	・共同発注の実施拡大

※市町村名は市町村コード順に記載

④システム整備等の維持管理の共同化

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(システム整備等の維持管理の共同化)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022(～R4)	短期	中期	長期
				2023～2027(R5～R9)	2028～2032(R10～R14)	2033～2052(R15～R34)
奥州市、流域下水道(胆江処理区)	ストックマネジメント計画策定の共同化	【公共下水】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・奥州市:前沢(公共) ・流域下水道(胆江処理区)		・実施調整		・計画の共同策定
花巻市、北上市、流域下水道(花北処理区)	ストックマネジメント計画策定の共同化	【公共下水】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・花巻市:東和(公共)、大迫(特環) ・北上市:北上工業団地(特定) ・流域下水道(花北処理区)		・実施調整		・計画の共同策定
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	ストックマネジメント計画策定の共同化	【公共下水】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・宮古市:宮古(公共)、田老(特環) ・山田町:クリエイティブアふなこし(公共) ・岩泉町:岩泉(公共) ・田野畑村:田野畑(特環)		・実施調整		・計画の共同策定
軽米町、九戸村、一戸町	ストックマネジメント計画策定の共同化	【公共下水】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・軽米町:軽米(特環) ・九戸村:九戸(特環) ・一戸町:一戸(公共)		・実施調整		・計画の共同策定
軽米町、九戸村、一戸町	台帳システム整備・保守の共同発注	【公共下水】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・軽米町:軽米(特環) ・九戸村:九戸(特環) ・一戸町:一戸(公共)		・実施調整	・共同発注の実施	
二戸市、葛巻町、西和賀町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、一戸町	公営企業会計移行支援業務の共同発注	—	・実施調整 ・共同発注	・公営企業会計移行(運用)		
岩泉町、田野畑村、野田村、九戸村、洋野町	公営企業会計システムの共同発注	—	・実施調整 ・共同発注	・システム導入・稼働		

※市町村名は市町村コード順に記載

⑤ソフト面の共同化

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(ソフト面の共同化)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022 (～R4)	短期	中期	長期
				2023～2027 (R5～R9)	2028～2032 (R10～R14)	2033～2052 (R15～R34)
盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
花巻市、北上市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
一関市、平泉町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
一関市、平泉町	災害時対応の共同化	-		・災害対応の情報共有	・災害時合同訓練の実施	
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
遠野市、釜石市、大槌町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
大船渡市、陸前高田市、住田町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	人材育成の共同化	-		・既存組織との連携 ・研修等実施		
軽米町、九戸村、一戸町	災害時対応の共同化	-		・災害対応の情報共有 ・下水道BCP計画の共有	・災害時合同訓練の実施	
久慈市、普代村、野田村、洋野町、	人材育成の共同化	-		・既存組織との連携 ・研修等実施		
久慈市、普代村、野田村、洋野町、	災害時対応の共同化	-		・災害対応の情報共有 ・下水道BCP計画の共有	・災害時合同訓練の実施	

※市町村名は市町村コード順に記載

5. 進捗管理

- 計画の実現に向け、県、市町村、関係団体が連携・協力の上、推進していきます。
- 計画に定めた具体的な取組（連携メニュー）については、毎年度の「いわて汚水処理ビジョン 2017」の進行管理に併せて各市町村に進捗状況を確認し、PDCAサイクルによるマネジメントを機能させながら取組の実効性を高めていきます。
- 県は、情報収集・提供や先進事例の紹介等を市町村に行うとともに、汚水適正処理推進会議等の検討組織を活用しながら、各取組の課題解決を支援していきます。
- いわて汚水処理ビジョンの見直しと併せて、おおむね5年を目途に必要な応じて計画の見直しを実施します。

< PDCA サイクルによるマネジメント >

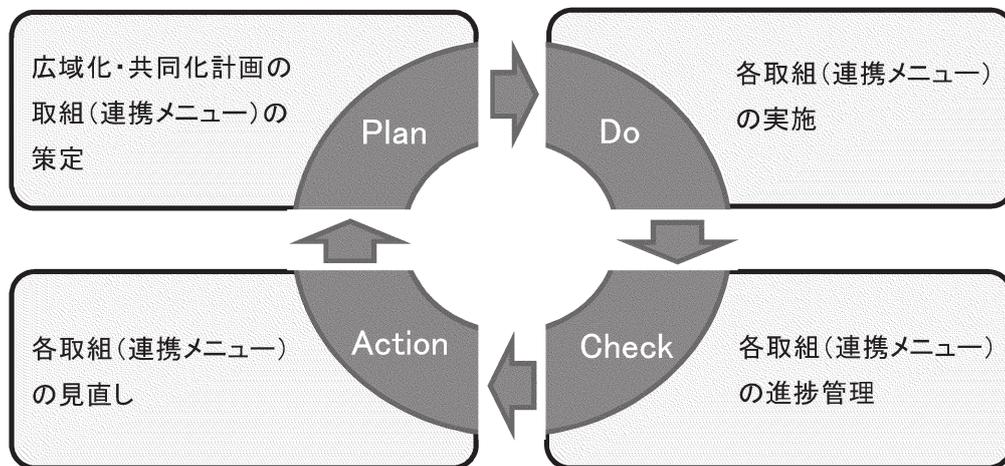


図 11 PDCA イメージ図

資料34 広域化・共同化の取組事例

県内における広域化・共同化の取組事例として、北上川上流流域下水道における汚泥の広域的処理や宮古地域における汚泥の共同処理、県南地域における共同運転管理があります。

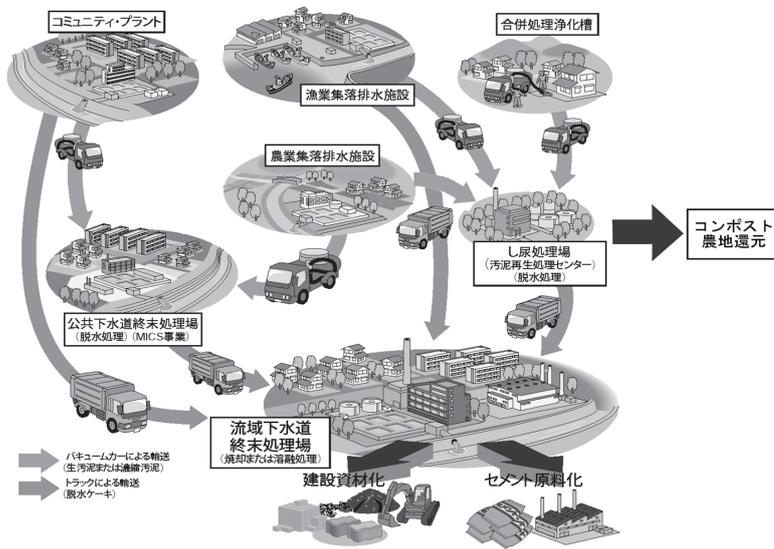


図 34-1 北上川上流流域下水道における汚泥の広域的処理のイメージ

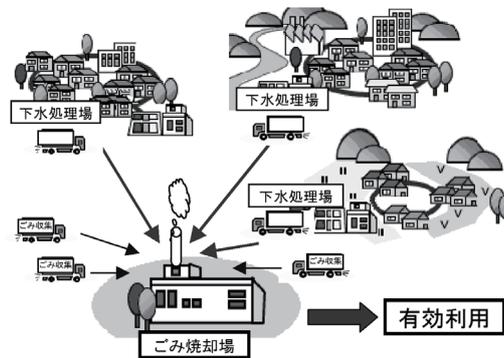


図 34-2 宮古地域における汚泥の共同処理のイメージ

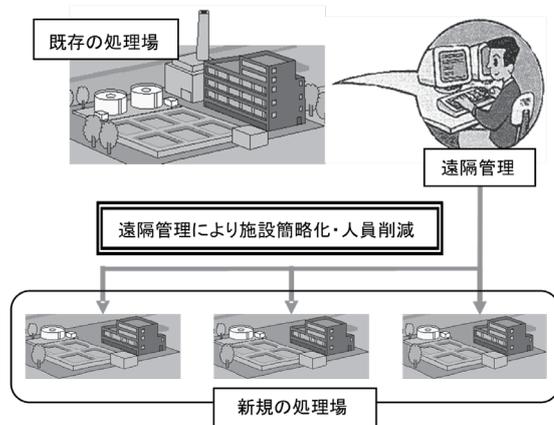


図 34-3 県南地域における共同運転管理のイメージ

資料35 2052 年度末における処理場の計画箇所数

県内広域圏別の 2052 年度末における処理場箇所数及び現況（2024 年度末）との比較を、以下に示します。

農業集落排水施設を中心に統廃合が進められ、2052 年度末時点の処理場数は 109 箇所となる見込みです。

表 35-1 広域圏別の 2052 年度末における処理場箇所数

地域	現況処理場数（2024年度）					将来計画（2052年度）				
	下水	農排	漁排	ゴミプラ	合計	下水	農排	漁排	ゴミプラ	合計
県央	5	29	0	0	34	5	10	0	0	15
県南	17	56	0	4	77	16	25	0	3	44
沿岸	13	2	15	0	30	12	1	15	0	28
県北	9	5	9	1	24	9	5	8	0	22
計	44	92	24	5	165	42	41	23	3	109

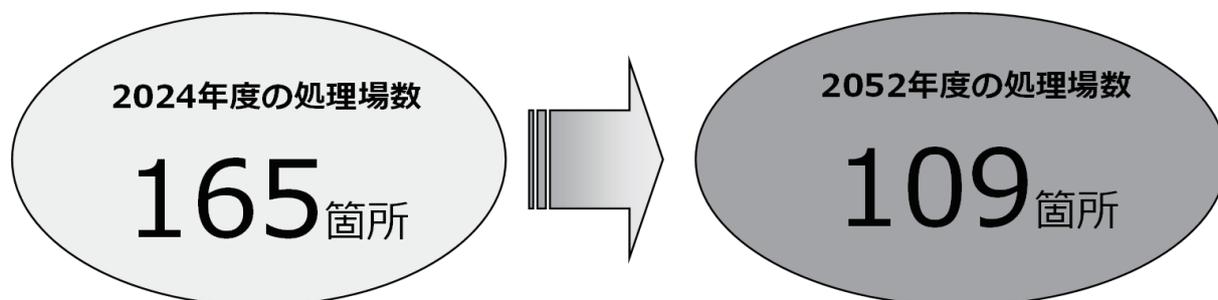


図 35-1 2052 年度末における処理場数

資料36 下水道経営の仕組み

下水道などは、公営企業として事業を行っています。

公営企業とは、地方公共団体が企業として経営する事業のことで、次のような事業です。

- ・ 日常活動に欠くことができないサービスを、安定的かつ継続的に提供することが必要なもので、公共の福祉の観点から実施することが必要。
(水道、下水道、病院)

- ・ 施設の建設に巨額の資金を必要とし、また、資本の回収に長時間を要するため、民間資本の進出が困難である。(下水道、地下鉄)
- ・ 日常生活の環境整備など、地方公共団体が行う一般行政事務とも密接な関連に基づいて実施することが適当である。(水道、下水道、交通)

(会計)

地方自治体では、一般会計とは別に特別会計や企業会計により、公営企業の経営を行います。

(費用負担の考え方)

下水道では、下水のほかに雨水を処理することがあります。この雨水処理にかかる費用は、公費（税金）で賄われます。下水道や集落排水の汚水処理にかかる費用は、利用者の使用料などによって運営することとされています。つまり、汚水処理は、独立採算制の原則が適用されているのです。

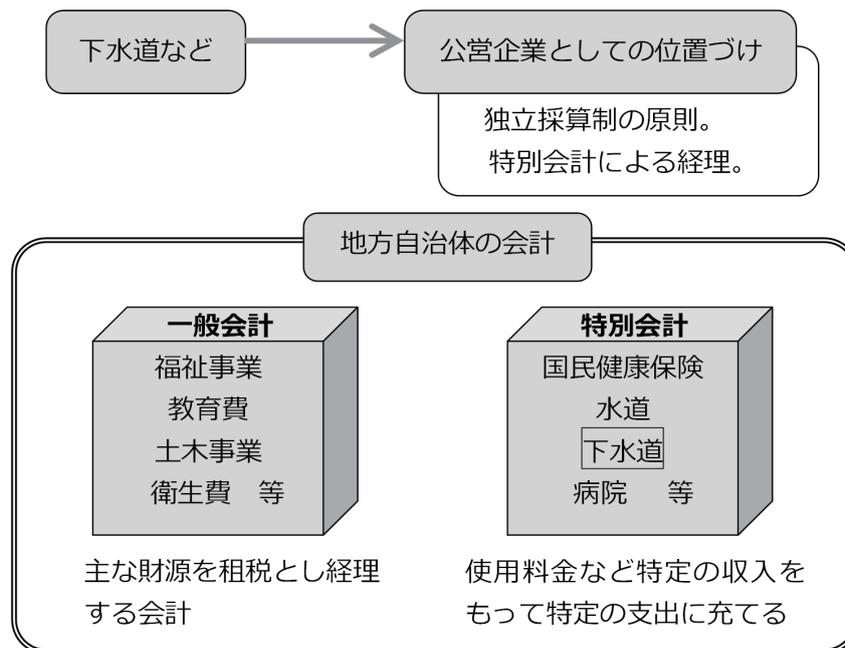


図 36-1 下水道経営の仕組み

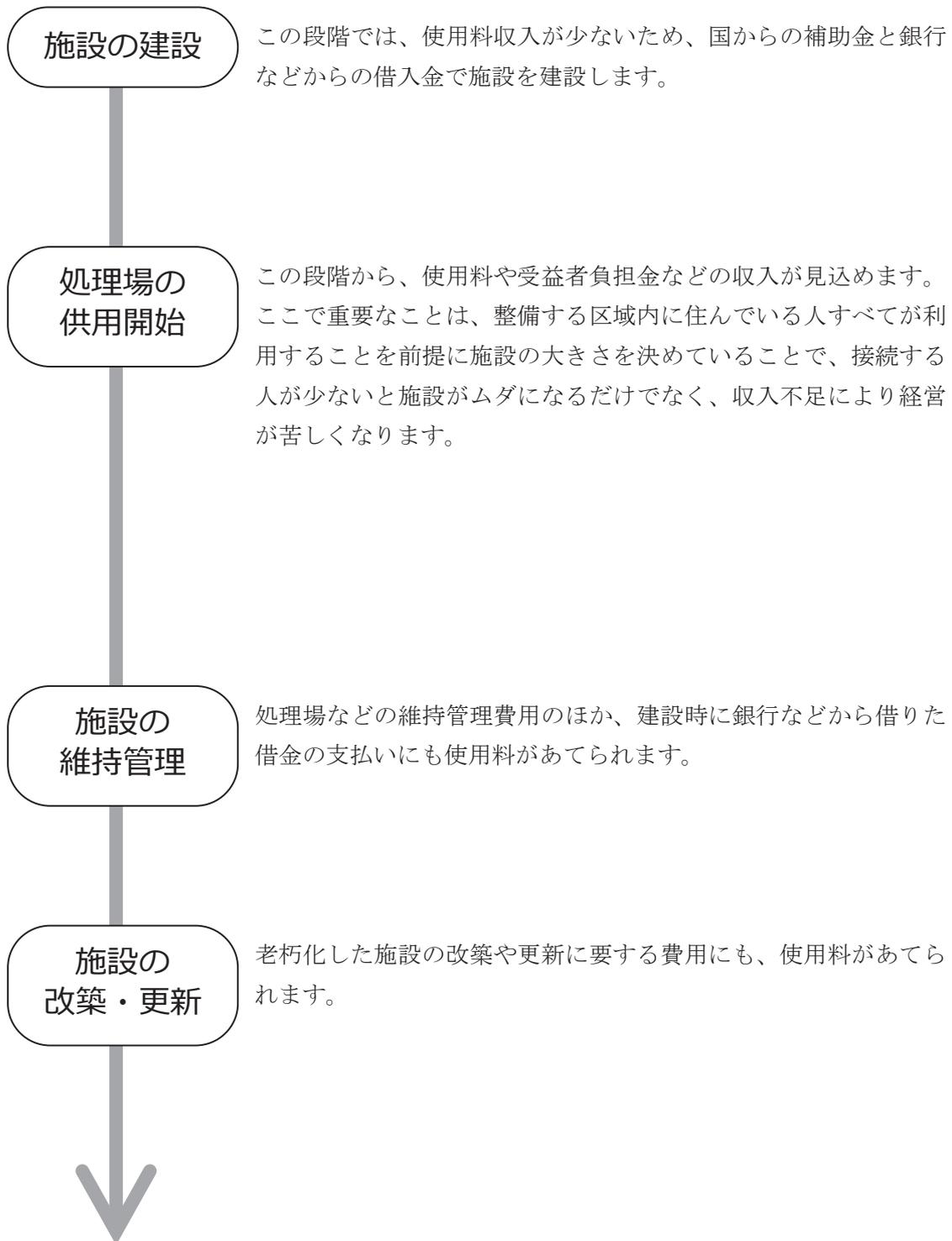


図 36-2 下水道事業における費用負担の考え方と経営の仕組み

下水道などの事業会計の収支を考える場合、次の「収益的収支」と「資本的収支」に分けられます。

● 収益的収支

収益的収支は、施設の管理運営に関係する、収入と支出の関係です。

下水を処理するための維持管理費、建設時の借金の利息、施設が古くなることによる資産価値の減が、支出にあたります。

この支出に対する収入が、下水道使用料です。

収入には、この下水道使用料のほか、一般会計からの繰入金があります。

● 資本的収支

資本的収支は、施設の建設に関係する収入と支出の関係です。

施設の建設にかかった費用と、利息を除いた借金の返済金が支出にあたります。

建設時に国から受けた国庫補助金、借金をして得たお金（地方債）、一般会計からの繰入金、受益者負担金などが、収入になります。

資本的収支における一般会計繰入金には、借金（地方債）をしたときに、借金の額に応じて国から交付される交付税が含まれています。

また、下水道の雨水対策費は公費（税金）で賄われるので、その雨水対策費分も一般会計繰入金に含まれています。

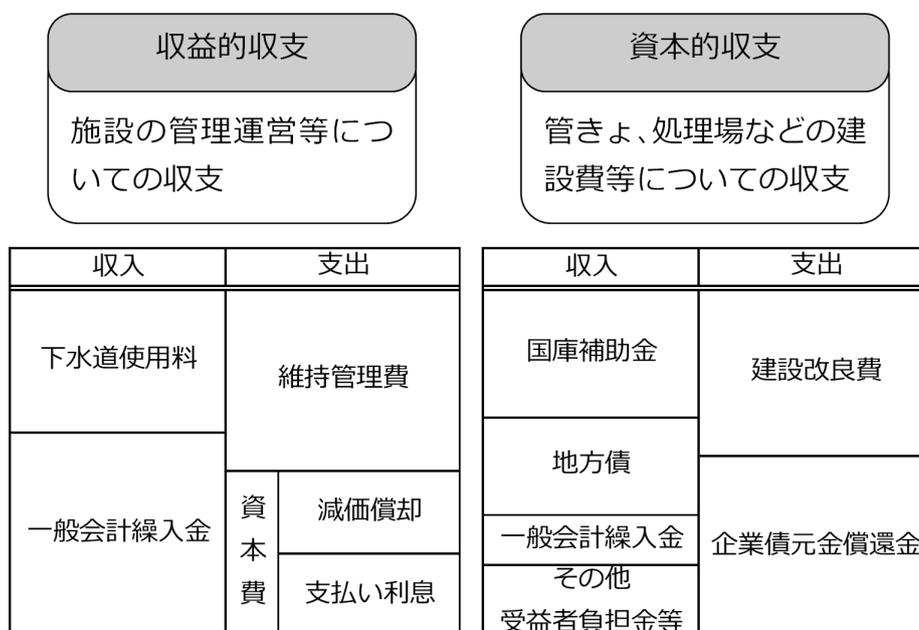


図 36-3 収益的収支と資本的収支

資料37 一般会計繰入金

(独立採算制の原則)

汚水処理施設は、水循環の中で欠かせない施設であり、私たちの生活を快適なものにする生活基盤施設です。

普段はあまり目にする事のない汚水処理施設ですが、集合処理を行っている地域では、私たちは汚水を流すことによって、管きょやポンプ場、処理場などの施設を使用しています。

汚水処理の使用料は、このような施設利用に対する使用料で、汚水の処理にかかる経費や施設を建設するために借りた企業債の返済にあてる財源となっています。

市町村が施設を設置する汚水処理事業は、この使用料収入と建設時の受益者負担金、分担金を主な財源として、一般的な行政運営経費である「一般会計」とは別の「特別会計」で運営しています。

これは、地方財政法で定められているもので、汚水処理事業運営のうち、「一般会計において負担すべき経費」を除いた経費について、原則として汚水処理の使用料で賄うことになっています。

(一般会計繰入金)

汚水処理事業の収支をみると、収益的収支（管理運営の視点）においても資本的収支（建設の視点）においても、使用料や負担金などの受益者負担以外に一般会計から繰入をしています。

収益的収支			資本的収支	
収入	支出		収入	支出
下水道使用料	維持管理費		国庫補助金	建設改良費
一般会計繰入金	資本費	(減価償却)	地方債	企業債元金償還金
		企業債 支払い利息	一般会計繰入金	
			その他 受益者負担金等	

この一般会計からの繰入金には、費用負担の考え方から、「一般会計において負担すべき経費」について総務省から基準が示されています。

この基準にあてはまるものを「基準内繰入」といいます。

それ以外の繰入を、「基準外繰入」といいます。

下水道では、雨水対策を下水道事業で行っていますが、この雨水対策に要する費用は、下水道（汚水）の利用者だけで負担するものではなく、公費（税金）で賄われるべきものです。

よって、この雨水対策に要する費用は、一般会計から特別会計（汚水処理事業）に繰入すべきもので、「基準内繰入」とされています。（雨水対策に要する費用を、特別会計ではなく一般会計で実施している自治体もあります。）

これは、建設時における負担においても、雨水排水施設の維持管理における負担においても、同じ考えとなります。

汚水処理施設の建設時には、起債（借金）をします。

この起債（借金）の償還額に応じて、国から交付税が交付されます。

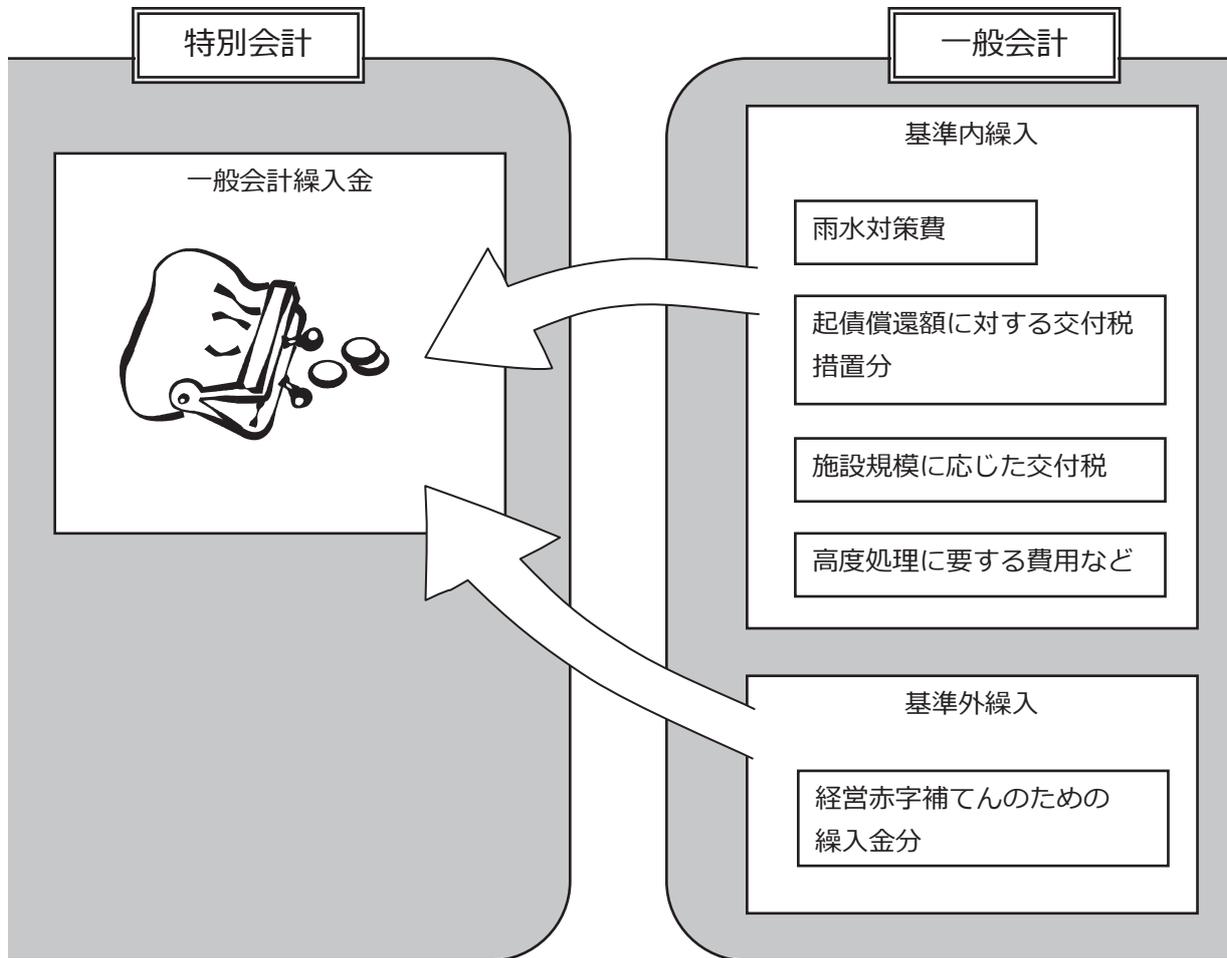
この交付税は一般会計に入りますが、本来は特別会計（汚水処理事業）にあてることが妥当なものなので、「基準内繰入」の対象とされています。

また、整備された汚水処理施設の規模に応じた、国からの交付税措置もあります。

この交付税も一般会計に入りますが、「基準内繰入」の対象とされているものです。

このほか、「基準内繰入」の対象としては、通常よりも汚水をきれいに処理する高度処理を行っている場合の高度処理分などがあります。*

これらのように、「一般会計において負担すべき経費」以外に、汚水処理事業の経営赤字の補てんのために繰入をする「基準外繰入」があります。



下水道などの集合処理では、処理開始後の接続率が低いことなどから、当初の経営が赤字になることを見込んだうえで経営をすることがあります。

汚水処理事業の運営を使用料だけで賄おうとすると、高額な使用料となってしまうからです。

しかし、後年も黒字に転換せずに恒常的な赤字経営が続けば、市町村財政への影響が大きくなります。

※ 「基準内繰入」は、自然現象に起因するもの、その原因者が特定困難なもの、その受益が広く一般市民に及ぶもの、公共用水域の水質保全効果、先行的に整備される必要性、公費私費負担を区分することが不可能と考えられるもの、緊急対策対応などに要する経費とされています。

この経費には、本文で示している雨水対策に要する費用、交付税措置分以外に次のものがあります。(一部抜粋)

高度処理に要する経費：

公共用水域の水質保全のために高度な処理を行っている場合の高度処理分に要する費用。

高資本費対策に要する経費：

自然条件等により建設費が割高となり資本費が著しく高額となる場合に、経営の健全性の確保のために資本費の一部について繰り出す経費。

流域下水道の建設費用の一部：

県においては国庫補助金及び市町村負担金を除いた建設費の40%（単独事業は10%）、市町村においては負担金の40%（単独事業は10%）分。現在は一般会計からの繰入ではなく下水道事業債（臨時措置分）を措置している。

下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費：

除外施設に係る指導監督などに要する費用。（排水先が下水道でなければ水質汚濁防止法に基づき行われる事務に要する費用。）

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費：

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する費用の1/2。

不明水の処理に要する経費：

計画上見込んでいた地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額。

資料38 収益的収支及び資本的収支

2023 年度における、県内の下水道と集落排水等の汚水処理事業の収入は、収益的収入が 221 億円、資本的収入が 221 億円で、計 442 億円となっています。

支出は、収益的支出が 140.3 億円、資本的支出が 397 億円で、計 537 億円となっています。収益的収支および資本的収支では、約 10%を一般会計繰入金が占めています。

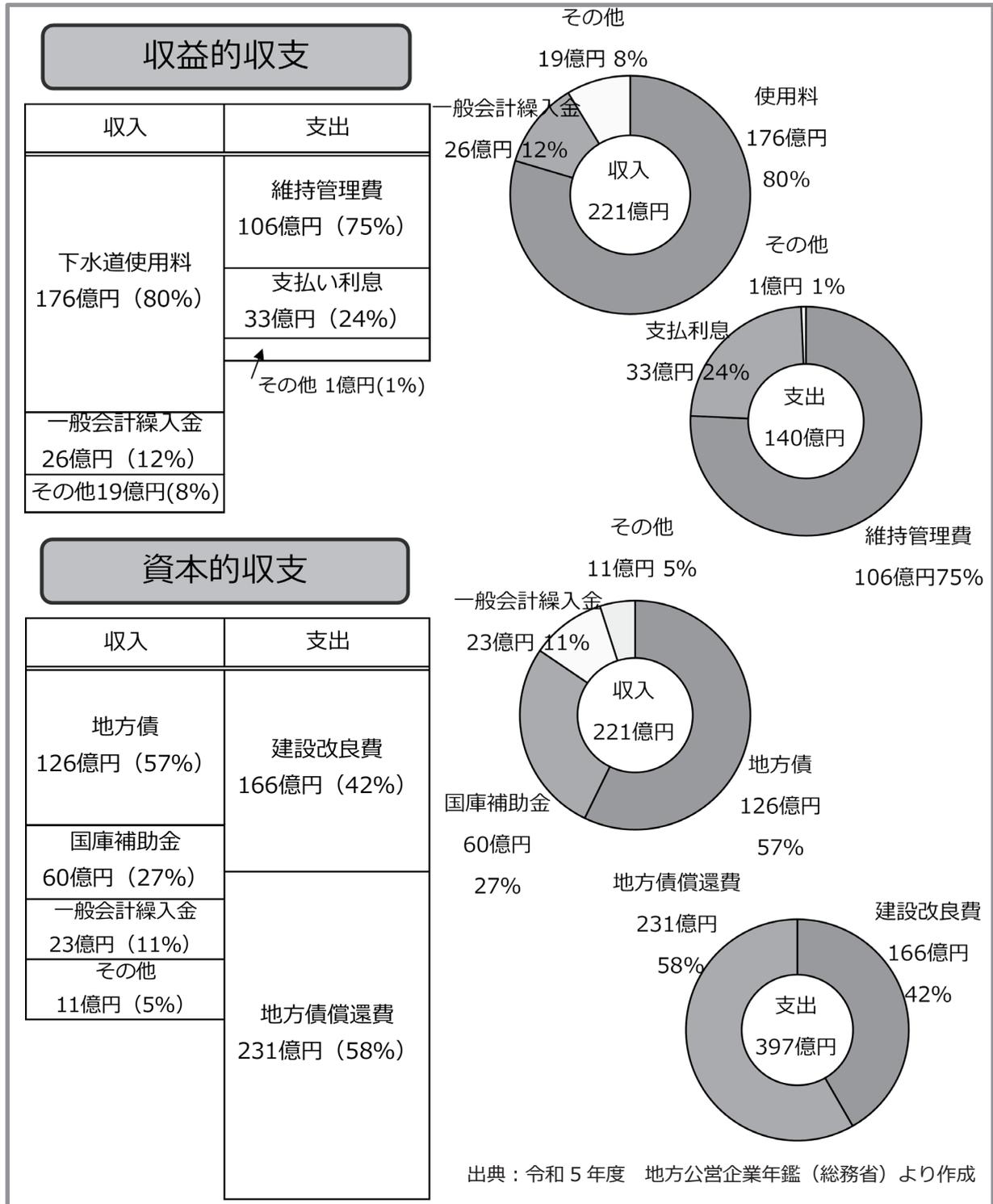


図 38-1 収益的収支と資本的収支

資料39 下水道使用料

ここでは、下水道使用料について示します。

本県における下水道使用料は、1 m³当たり約 160 円となっており、水道使用料に比べると低くおさえられています。

下水道使用料について県内の市部と町村部を比較すると、市部の方がやや低い下水道使用料となっています。

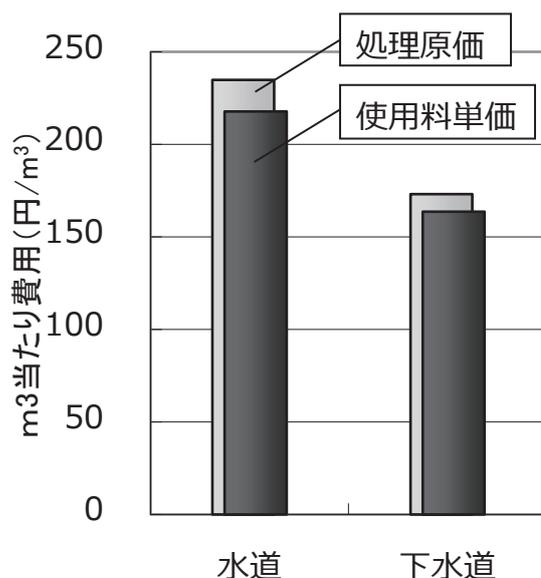


図 39-1 本県の水道と下水道における処理原価と使用料単価の比較

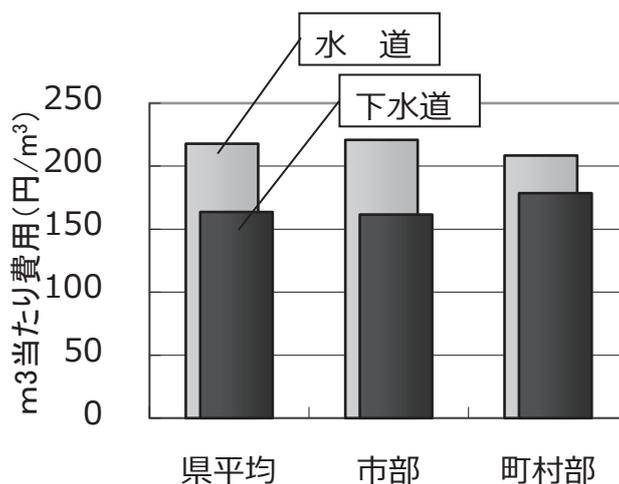


図 39-2 本県の水道使用料単価と下水道使用料単価の比較

出典：令和 5 年度 地方公営企業年鑑（総務省）
令和 5 年度 水道統計（施設・業務編）（日本水道協会）

資料40 使用料単価

使用料単価とは、有収水量当たりの使用料収入で、使用料金の水準を示す指標です。

$$\text{使用料単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入額 (円)}}{\text{有収水量 (m}^3\text{)}}$$

下記に、本県の事業種別毎の使用料単価の経年変化を示します。

事業種別毎に使用料単価の差はほとんどなく、近年 10 か年はほぼ横ばいで推移していることから、使用料金水準が保たれている傾向が伺えます。

表 40-1 事業種別使用料単価の経年変化

(単位:円/m³)

年度	公共+特環	農集排	漁集排	備考
2014	165.1	152.1	162.0	
2015	163.0	152.6	163.8	
2016	164.8	155.1	162.3	
2017	165.1	150.5	161.5	
2018	165.3	152.4	159.0	
2019	162.9	146.6	158.1	
2020	163.0	154.9	157.8	
2021	163.1	159.2	158.4	
2022	163.9	159.2	159.6	
2023	164.0	157.0	155.9	

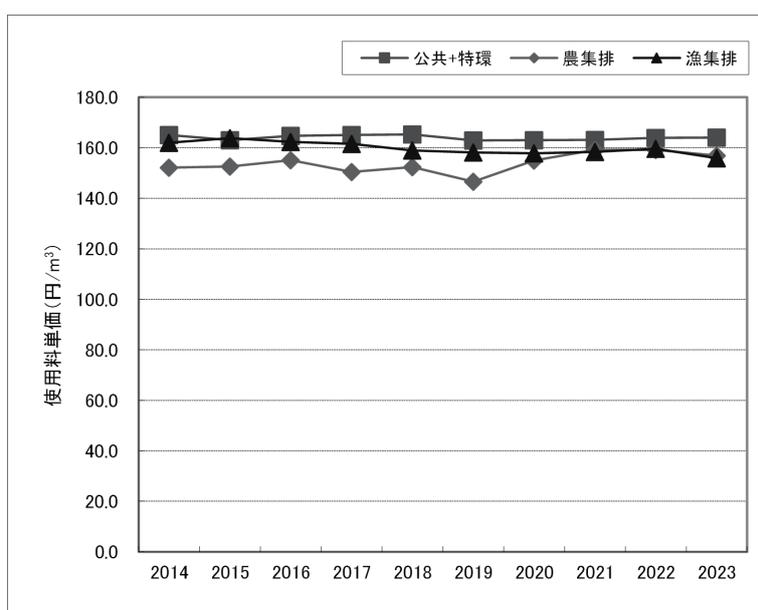


図 40-1 事業種別使用料単価の経年変化

ここでは、全国の公共下水道における使用料単価の状況と、本県での下水道における使用料単価を以下に示します。

汚水処理原価とは異なり、全国及び本県とも人口規模による使用料単価の差異はほとんどないことが伺えます。

また、本県の下水道使用料単価は、全国平均の約 139 円/m³よりも 1.16 倍程度高い約 163 円/m³となっており、全国平均と比較し使用料金の水準は高いことが伺えます。

しかしながら、上述したように人口規模による差異がないことから、汚水処理原価の大小にかかわらず使用料が設定されていることも伺えます。

表 40-2 全国における使用料単価（公共下水道）

公共下水道	全国平均	都及び政令指定都市	30万人以上の都市	1万人未満の市町村
使用料単価 (円/m ³)	139.3	128.5	139.0	222.7

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

表 40-3 岩手県（公共下水道）

公共下水道	県平均	市部	町村部	（単位：円/m ³ ）	
				人口5万人以上の市町村	人口5万人未満の市町村
使用料単価 (円/m ³)	163.7	162.3	170.5	160.7	171.7

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

表 40-4 岩手県（特定環境保全公共下水道）

特定環境保全公共下水道	県平均	市部	町村部	（単位：円/m ³ ）	
				人口1万人以上の市町村	人口1万人未満の市町村
使用料単価 (円/m ³)	175.0	164.8	187.9	174.5	176.0

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

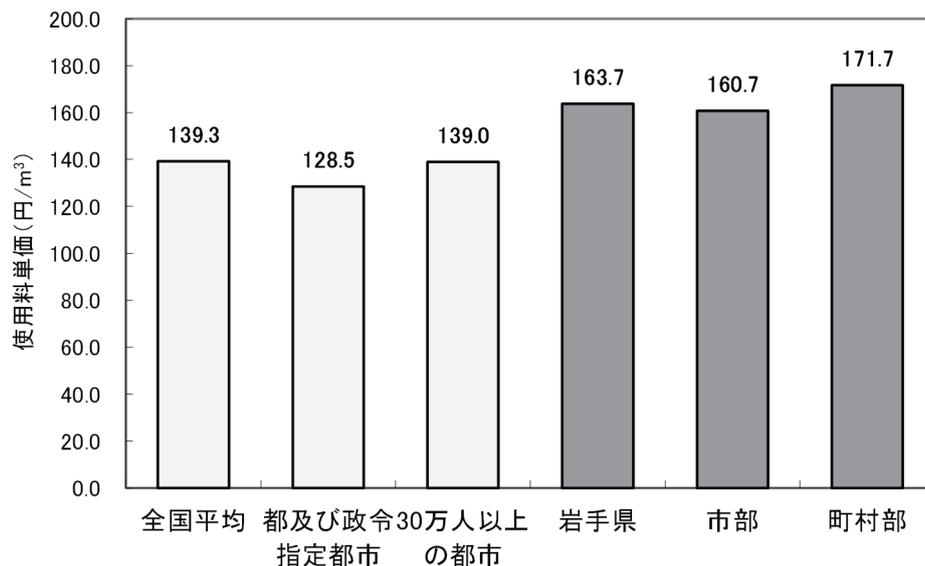


図 40-2 下水道使用料単価の比較

資料41 污水处理原価

污水处理原価は、経営の効率性を示す指標の一つであり、有収水量あたりの污水处理費で表され、処理費用の水準を示すものです。

$$\text{污水处理原価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{污水处理費 (円)}}{\text{有収水量 (m}^3\text{)}}$$

污水处理費 (円) の注記: 維持管理費...人件費、動力費、薬品費、修繕費等
 資本費...減価償却、支払利息
 有収水量 (m³) の注記: 処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる水量

下記に、本県の事業種別毎の污水处理原価の経年変化を示します。下水道及び農業集落排水事業では、2014年以降徐々に減少傾向を示しており、効率的な経営に向かっていることが伺えます。

漁業集落排水事業については、事業規模が小さいため污水处理原価の変動は大きい状況となっています。

表 41-1 事業種別污水处理原価の経年変化

(単位:円/m³)

年度	公共+特環	農集排	漁集排	備考
2014	223.3	400.5	583.9	
2015	205.2	404.0	747.7	
2016	191.1	356.9	353.4	
2017	187.7	298.3	410.7	
2018	185.4	296.4	375.7	
2019	184.9	281.7	373.3	
2020	178.0	225.6	490.4	
2021	169.9	223.1	447.9	
2022	176.9	234.7	429.1	
2023	178.3	238.2	694.0	

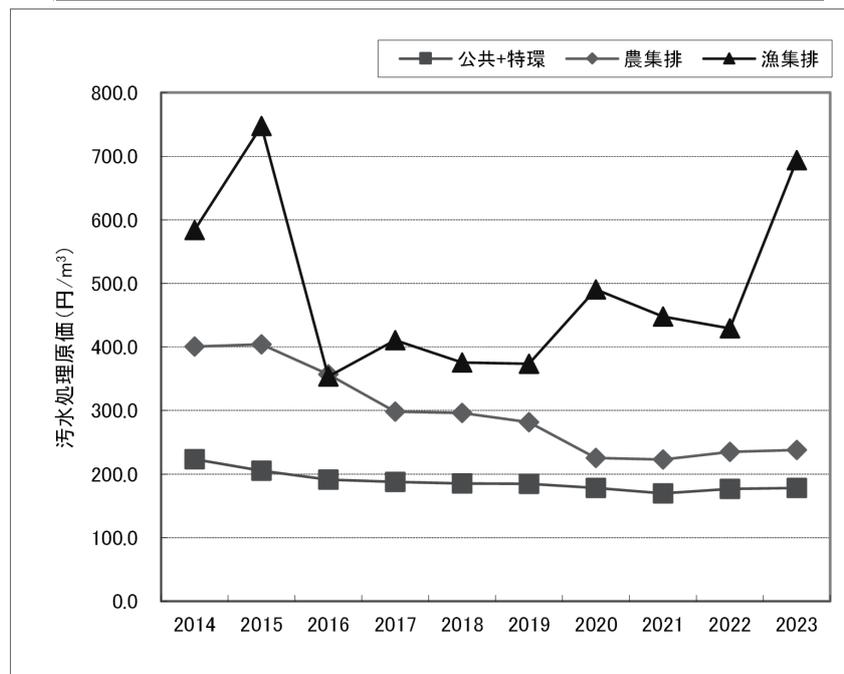


図 41-1 事業種別污水处理原価の経年変化

ここでは、全国の公共下水道における汚水処理原価の状況と、本県での下水道における汚水処理原価を以下に示します。

全国の汚水処理原価の状況と同様に、本県においても、人口規模が小さくなるほど汚水処理原価は高くなる傾向が伺えます。

また、流域下水道により広域的に汚水処理が行われている事業では、事業規模も大きくなることから効率性に優れ、市町村単独で実施されている事業よりも汚水処理原価が低くなる傾向が伺えます。

表 41-2 全国における汚水処理原価（公共下水道）

公共下水道	全国平均	都及び政令指定都市	30万人以上の都市	1万人未満の市町村
汚水処理原価 (円/m ³)	139.3	128.5	139.0	222.7

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

表 41-3 岩手県における汚水処理原価（公共下水道）

公共下水道	県平均	流域関連市町村	単都市町村	人口5万人以上の市町村	人口5万人未満の市町村
汚水処理原価 (円/m ³)	173.1	160.4	222.9	157.7	226.1

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

表 41-4 岩手県における汚水処理原価（特定環境保全公共下水道）

特環公共	県平均	流域関連市町村	単都市町村	人口5万人以上の市町村	人口5万人未満の市町村
汚水処理原価 (円/m ³)	332.8	170.8	349.1	242.4	563.7

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

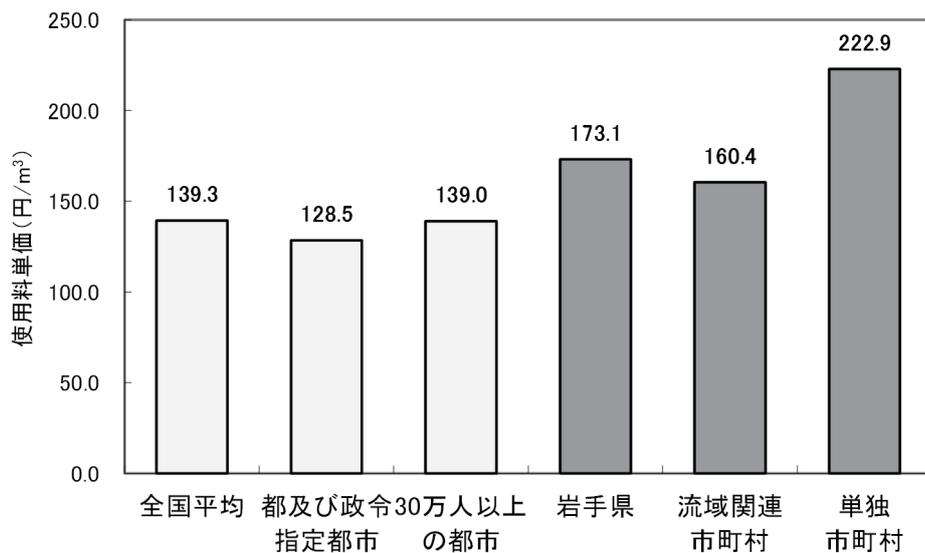


図 41-2 汚水処理原価の比較

資料42 汚水処理原価と使用料単価の比較

大都市においては、汚水処理原価と使用料単価がほぼ同程度となっており、汚水処理費用（維持管理+資本費）を使用料で賄えていることが伺えます。

一方、本県においては、やや汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況にあるため、経営改善に向けた取り組みが必要となります。

特に汚水処理原価のうち維持管理費にかかる費用が大都市と比べて高くなっているため、維持管理費の低減が課題であることが伺えます。

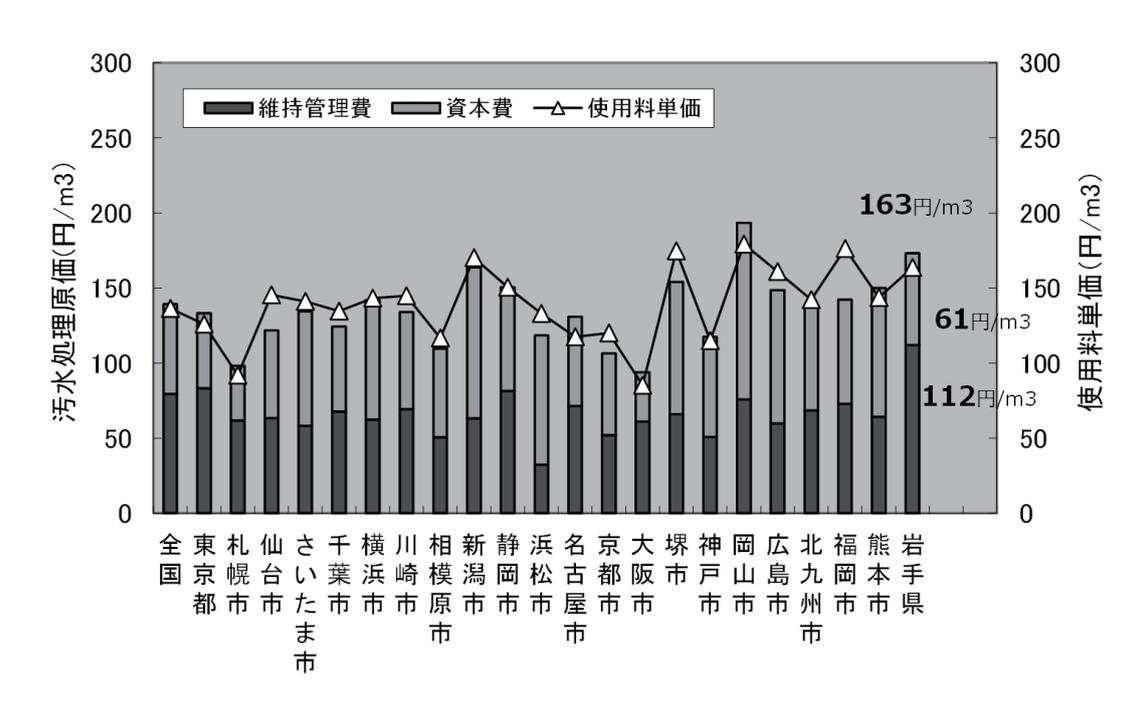


図 42-1 大都市における汚水処理原価と使用料単価（2023年下水道）

資料43 使用料回収率

使用料回収率とは、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収割合を表したもので、値が高いほど健全な経営であることを示すものです。

$$\text{使用料回収率 (\%)} = \frac{\text{使用料収入 (\円)}}{\text{汚水処理費 (\円)}} \times 100$$

維持管理費...人件費、動力費、薬品費、修繕費等
資本費...減価償却、支払利息

下記に、本県の事業種別毎の使用料回収率の経年変化を示します。

事業別の傾向としては、下水道は増加傾向、農集排は微増傾向にあり、経営改善に向けての傾向が伺えます。一方で、漁集排はほぼ20%から40%までの間を推移しているため、使用料回収率の向上に向けた取り組みが必要と考えられます。

表 43-1 事業種別使用料回収率の経年変化

(単位: %)

年度	公共+特環	農集排	漁集排	備考
2014	73.9	38.0	27.7	
2015	79.5	37.8	21.9	
2016	86.2	43.5	45.9	
2017	88.0	50.5	39.3	
2018	89.2	51.4	42.3	
2019	88.1	52.0	42.4	
2020	91.6	68.7	32.2	
2021	96.0	71.4	35.4	
2022	92.7	67.8	37.2	
2023	92.0	65.9	22.5	

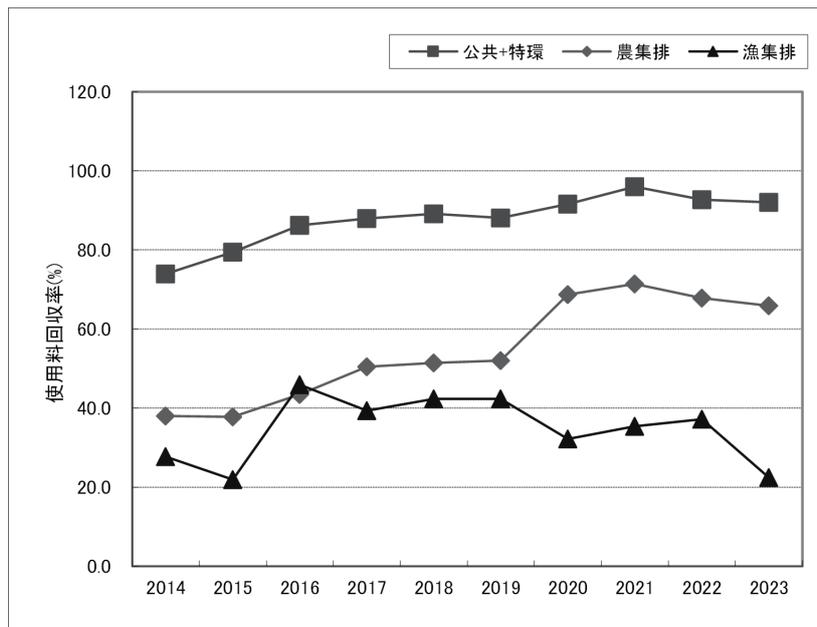


図 43-1 事業種別使用料回収率の経年変化

ここでは、全国の公共下水道における使用料回収率の状況と、本県での下水道における使用料回収率を以下に示します。

全国平均の使用料回収率は約 98%であり、都及び政令指定都市では 100%の回収率となっています。全国的にも人口規模が小さくなる程回収率は低くなっており、本県においても同様の傾向であることが伺えます。

表 43-2 全国における使用料回収率（公共下水道）

公共下水道	全国平均	都及び政令指定都市	30万人以上の都市	1万人未満の市町村
維持管理+資本費に対する回収率(%)	97.9	100.3	99.1	71.4
うち維持管理費に対する回収率(%)	171.6	187.7	186.5	92.0

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

表 43-3 岩手県（公共下水道）

公共下水道	県平均	市部	町村部	人口5万人以上の市町村	人口5万人未満の市町村
維持管理+資本費に対する回収率(%)	94.6	97.3	79.5	100.5	82.1
うち維持管理費に対する回収率(%)	146.1	151.7	117.1	164.6	113.3

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

表 43-4 岩手県（特定環境保全公共下水道）

公共下水道	県平均	市部	町村部	人口1万人以上の市町村	人口1万人未満の市町村
維持管理+資本費に対する回収率(%)	52.6	81.2	37.7	76.6	32.2
うち維持管理費に対する回収率(%)	67.2	88.2	53.0	81.5	49.6

出典：R5地方公営企業年鑑（総務省）

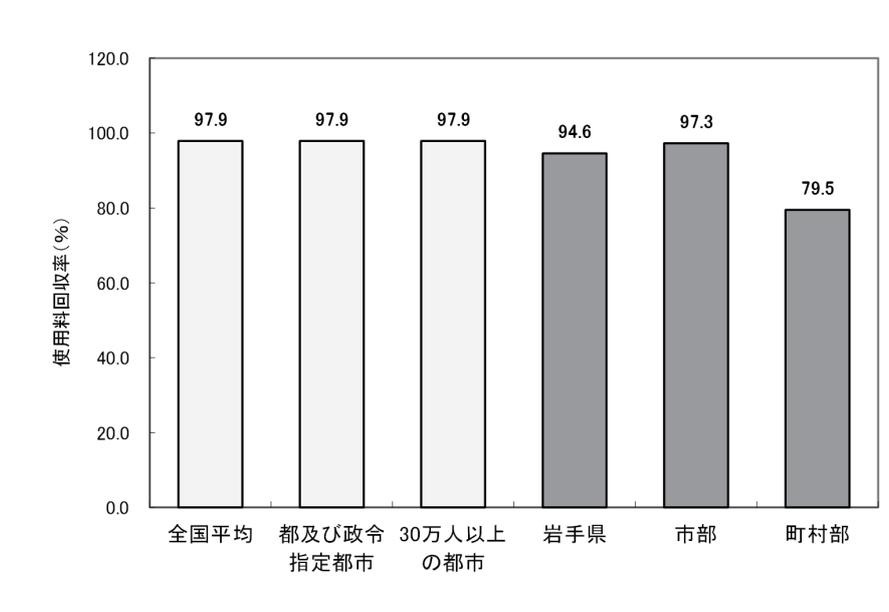


図 43-2 事業種別使用料回収率の経年変化

資料44 下水道の雨水対策

河川の氾濫による浸水被害を、「外水による被害」といいます。

河川は氾濫していないのに、市街地を流れる雨水がきちんと河川に流れないために起きる浸水被害を、「内水による被害」といいます。

都市計画により下水道事業を行っている場合は、この「内水による被害」の対策を下水道事業で行っています。

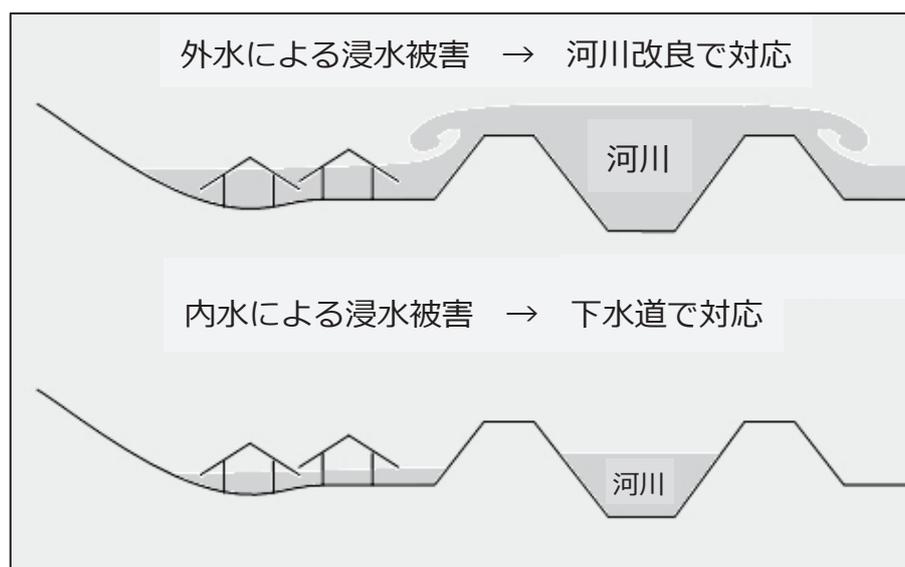


図 44-1 浸水被害のイメージ

(外水と内水)

豪雨などにより河川の水位が高くなり堤防を越えると、洪水氾濫となり市街地は浸水します。また、堤防の高さが十分でなく、河川の水があふれたり堤防が壊れたときも市街地は浸水します。この河川から市街地へ水が流れてきて起きる浸水被害を、「外水による浸水被害」といいます。

住宅が密集していて雨が地面にしみこむことができず、水路の大きさも十分ではない場合やくぼ地がある場合、河川は氾濫していないのに、市街地に流れ込んだ雨水を河川にうまく排水することができないと浸水します。この、市街地から河川へ水がうまく流れないために起きる浸水被害を、「内水による浸水被害」といいます。

(下水道の役割)

都市計画により下水道を計画する場合は、必要があれば雨水対策も計画します。

下水道で対応する雨水対策は、「内水による浸水被害」です。

内水による浸水被害は、都市の構造的なものに起因した被害であるため、都市計画事業で対応することとしているのです。

(下水道の雨水対策で対応する降雨の規模)

下水道の雨水計画は、5～10年に1度程度の確率で降る雨の規模に対応できるような計画としています。20年や30年に1度降るかどうかの大きな規模の降雨に対しては、対応できないものとなっています。

資料45 雨水排水施設のしくみと特徴

河川の洪水対策は、河川の水が市街地に流れないように堤防をつくります。

下水道の雨水対策は、市街地の水が河川に流れるようにします。

下水道の雨水施設は、大きく分けて次の3つがあります。

- 雨水を速やかに流す水路や管きよ
- 市街地の雨水を強制的に排除する雨水ポンプ
- 雨水を一時的に貯めておく貯留施設

(下水道の雨水施設：水路)

市街地は、家屋が密集し、道路なども多く整備され、雨水は地面にしみこむことができません。

たくさんの雨が降ったとき、道路側溝のような小さな水路しかなければ、降った雨は河川にうまく排水されずに市街地にたまってしまいます。

また、くぼ地のような地形があると、そこに雨水がたまってしまいます。

このような滞留をした雨を、速やかに河川に排水する施設が雨水幹線という水路です。

この水路には、小さな河川のようなもの、大きな側溝のようなもの、下水管のように地中に埋められた管きよのようなものがあります。

雨水幹線は、以前は「都市下水路」として整備されていたものもありました。

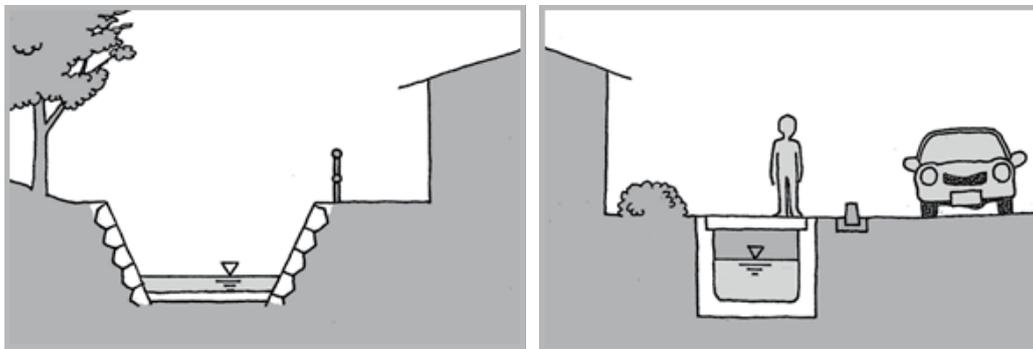


図 45-1 小さな河川のような雨水幹線 図 45-2 大きな側溝のような雨水幹線

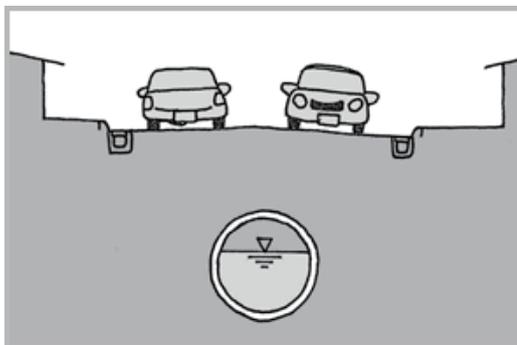


図 45-3 地中に埋められた雨水幹線

(下水道の雨水施設：雨水ポンプなど)

豪雨などにより河川の水位が上がると、市街地の地盤よりも河川の水位のほうが高くなる場合があります。

このような場合は、ポンプ施設によって市街地の雨水を河川へ強制的に排水します。

これが雨水ポンプ施設です。

強制排水の方法としては、雨水ポンプのほか、水門にポンプを取り付けたゲートポンプというものもあります。

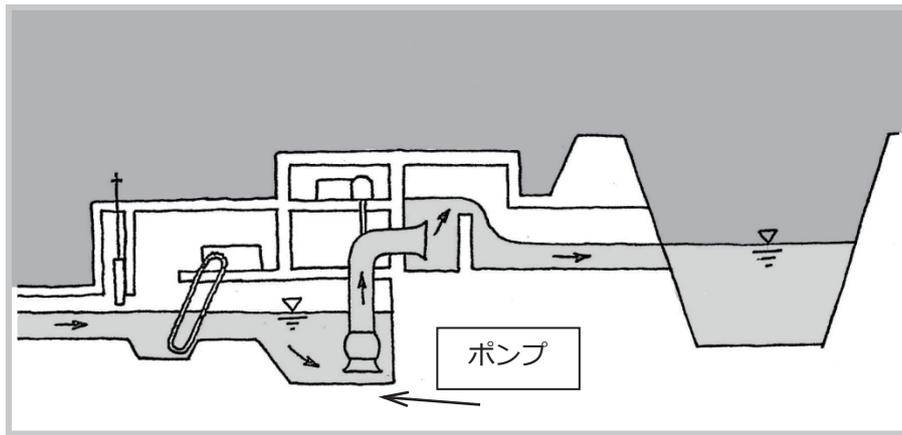


図 45-4 雨水ポンプ施設のイメージ図

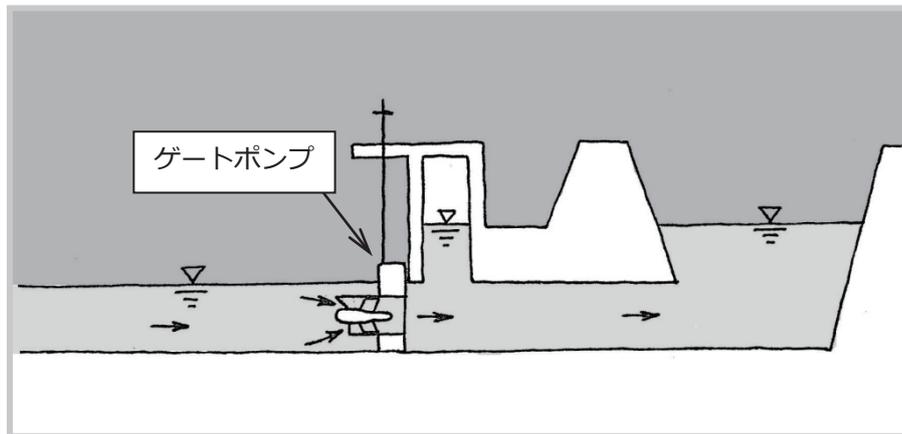


図 45-5 ゲートポンプ施設のイメージ図

(下水道の雨水施設：貯留施設)

水路やポンプ施設は、速やかに雨水を排水することを目的とした施設ですが、排水のタイミングを遅らせて浸水被害を防ぐダムのような効果を目的とした施設があります。それが貯留施設です。

貯留施設は、公共事業として整備しますが、家庭で雨水を一時的にタンクなどにためる取組も進められています。

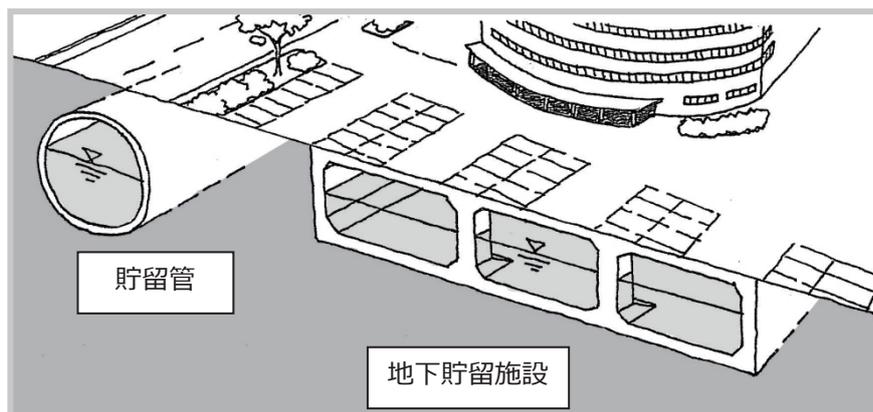


図 45-6 貯留施設のイメージ図

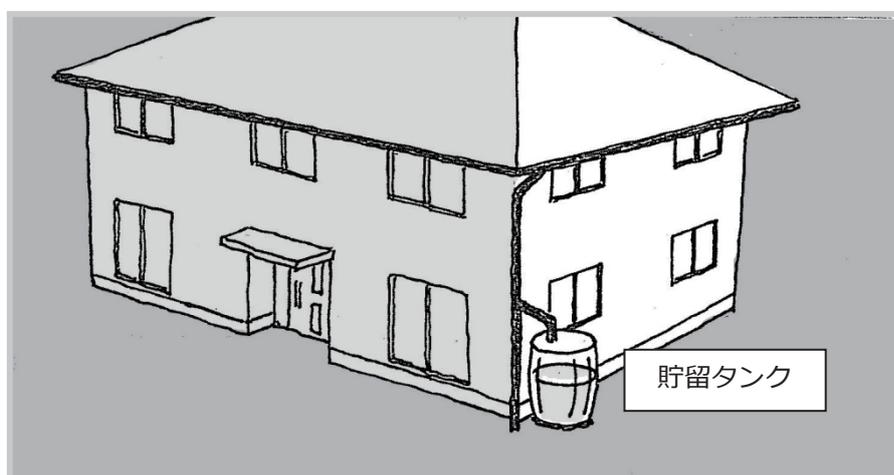


図 45-7 家庭貯留施設のイメージ図

資料46 合流式の雨水排水施設

一般に汚水は汚水管で、雨水は雨水管で排水する「分流式下水道」を整備しています。古くから下水道整備をしてきた盛岡市と釜石市の市街地の一部では、汚水と雨水を同じ管きよ（合流管）で排水する「合流式下水道」が整備されています。

（合流式下水道）

1970年代前半までは、汚水と雨水を同じ管きよで排水する、合流式下水道が主流でした。そのため、現在でも大きな都市の下水道は、合流式下水道で整備された区域が残っています。

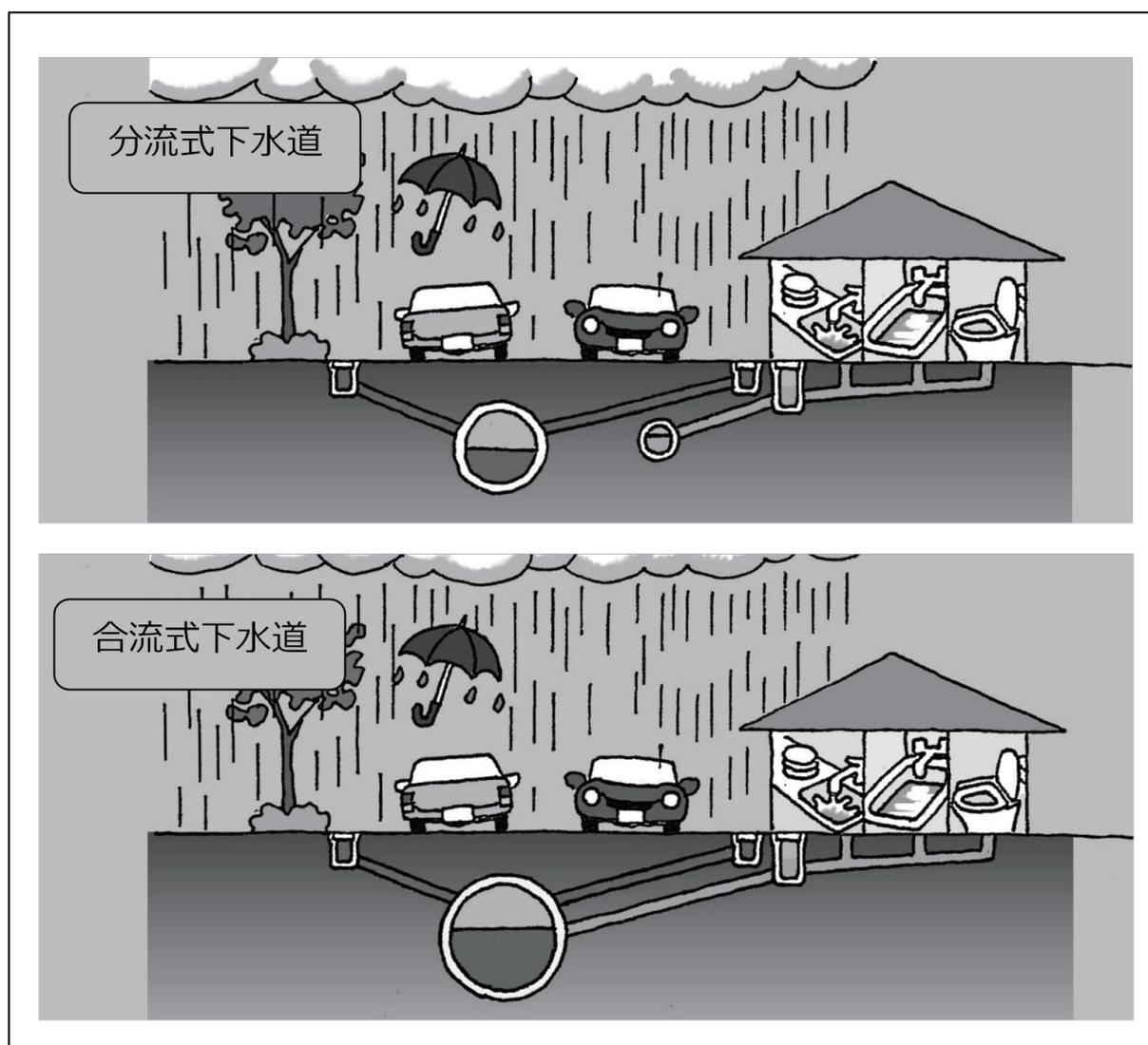


図 46-1 分流式下水道と合流式下水道

資料47 雨水計画と雨水排水施設整備率

都市計画事業として下水道事業を実施している場合、必要があれば雨水対策も実施しています。これは、下水道の役割として、汚水処理のほかに雨水対策があるからです。

県内の雨水対策施設の雨水排水施設整備率は、25%となっています。

$$\text{雨水排水施設整備率} = \frac{\text{整備済み面積}}{\text{雨水計画面積}}$$

計画面積は、県内全体で約 27.7 千ha、うち整備済み面積が約 7 千ha となっています。県南地域は、計画面積が大きいこともあり、雨水排水施設整備率は低くなっています。

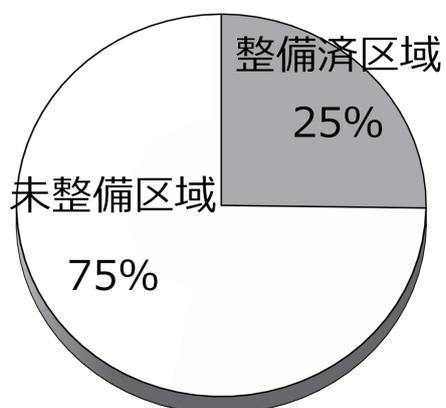


図 47-1 雨水排水施設整備率

資料48 パブリック・コメントの結果

「いわて汚水処理ビジョン 2025」の素案について、「いわて汚水処理ビジョン検討懇談会」（第1回から第3回分）での意見交換の内容を踏まえて修正し、2025年11月から1ヶ月間、パブリック・コメントを実施しました。

実施方法と結果は、次のとおりです。

1 意見の募集期間

2025年11月6日（木）～2025年12月5日（金）

2 実施方法

（1）周知の方法

- ・行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- ・県ホームページへの資料等掲載
- ・岩手県広聴広報課からのXによる配信

（2）意見の受付方法

- ・郵便、持参を含む。
- ・ファクシミリ、電子メール

3 実施の結果

1名1件の意見がありました。

いただいた意見と県の回答は次の通りです。

【意見①】

沿岸市町村の下水処理場は、津波で機能を喪失する可能性がある。下水処理場の高台移転や、沿岸市町村ではあえて下水道整備を行わない、といった施策が必要。

【県の考え方】

沿岸地域の津波防護施設整備はほぼ完了しており、一定規模の津波に対する浸水防止は図られるものと考えています。

沿岸市町村ではこのほか、災害時に汚水処理機能を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧できるよう、施設の耐震化・耐水化を進め、また下水道BCPを策定しています。

※下水道BCP（業務継続計画）：災害や事故が起きても、できるだけ下水処理を止めないようにあらかじめ準備する計画のことを指します。

【県の回答】

対応困難

資料49 岩手県污水適正処理推進会議

県では、污水处理施設の整備と維持管理に関する施策を、総合的・効率的に推進することを目的として、「新・全県域污水適正処理構想」を策定した平成10年度に、県庁関係課で構成される「全県域污水適正処理推進会議」を設置しました。

2001年度に、当時の県の振興局ごとに、振興局と管内市町村で構成される「地域污水適正処理推進協議会」を設置しました。

2003年3月に、「全県域污水適正処理推進会議」を廃止し、県庁関係課と「地域污水適正処理推進協議会」の代表者で構成される「岩手県污水適正処理推進会議」を新たに設置しました。

2010年4月に、「地域污水適正処理推進協議会」を廃止し、この廃止した協議会を吸収する形で、「岩手県污水適正処理推進会議」の構成を、県庁関係課、広域振興局及び市町村に改めました。

~~~~~

### 《 岩手県污水適正処理推進会議設置要領 》

#### (設置)

第1条 本会議は、県民等しく「快適で安心して暮らせる社会」の実現に向けて、県民の健康で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、污水处理施設整備及び維持管理に関する施策を総合的かつ効率的に推進することを目的として設置する。

#### (名称)

第2条 本会議は、「岩手県污水適正処理推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

#### (所掌事項)

第3条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 污水处理県構想について
- (2) 污水处理施設整備の推進方策について
- (3) 污水处理施設整備事業間の調整について
- (4) 污水处理施設整備の進行管理について
- (5) 污水处理施設整備及び維持管理に関する施策の調査研究並びに普及・啓発について
- (6) その他必要と認められる事項について

#### (組織)

第4条 推進会議の構成員は、別表1に掲げる職にある者で組織し、会長は県土整備部長の職にある者を充てる。

なお、構成員のうち、市町村長については会長が選任する。

- 2 推進会議には、予め協議事項等を調整する機関として、別表2に掲げる職にある者で組織する幹事会を置き、幹事会の会長（以下「幹事長」という。）には、県土整備部まちづくり担当技監の職にある者を充てる。
- 3 幹事会での円滑な議事の進行を図ることを目的として、別表3に掲げる職にある者で組織する作業部会を置き、部会長には下水環境課下水道事業担当課長の職にある者を充てる。
- 4 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 5 専門部会の運営については、幹事長が別に定める。
- 6 幹事会には、構成員の他に必要に応じて、別表4に掲げる関係機関の出席を求めることができる。

（推進会議等の招集、運営）

第5条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 3 各部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けた場合は、推進会議構成員又は幹事会構成員のうちから、予め会長が指名した者がその事務を代理する。
- 5 推進会議等の構成員（会長を除く）がやむを得ない理由により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 6 第3条第1号以外の所掌事項で、会長が認める事項については幹事会での協議をもって推進会議における協議とすることができる。この場合において、幹事長は当該事項の協議結果を会長に報告するものとする。
- 7 推進会議等には構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 推進会議等の庶務は、県土整備部下水環境課において処理する。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月7日から施行する。
- 2 平成10年5月25日に設置した「全県域汚水適正処理推進協議会」は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。

別表 1 (推進会議構成員)

| 県庁関係部、広域振興局                                                 | 市 町 村                     |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 県土整備部長 (会長)<br>環境生活部資源循環推進課総括課長<br>農林水産部漁港漁村課総括課長<br>広域振興局長 | 市町村長 (各広域振興圏から 2 名、計 8 名) |

別表 2 (幹事会構成員)

| 県庁関係部、広域振興局                                                                                                             | 市 町 村    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 県土整備部まちづくり担当技監 (幹事長)<br>市町村課総括課長<br>環境保全課総括課長<br>資源循環推進課担当課長<br>漁港漁村課漁港担当課長<br>下水環境課総括課長<br>北上川上流流域下水道事務所長<br>広域振興局土木部長 | 市町村担当部課長 |

別表 3 (作業部会構成員)

| 県庁関係部、広域振興局                                                                                                                                              | 市 町 村    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 下水環境課下水事業担当課長 (部会長)<br>市町村課課員 (地方債担当)<br>環境保全課課員 (環境調整担当)<br>資源循環推進課課員 (資源循環担当)<br>漁港漁村課課員 (漁港担当)<br>下水環境課課員 (下水事業担当)<br>北上川上流流域下水道事務所所員<br>広域振興局土木部企画担当 | 市町村担当課課員 |

別表 4 (関係機関：オブザーバー)

| 関 係 機 関                                            |  |
|----------------------------------------------------|--|
| 公益財団法人岩手県下水道公社<br>岩手県土地改良事業団体連合会<br>公益社団法人岩手県浄化槽協会 |  |

## 資料50 いわて汚水処理ビジョン検討懇談会

県構想「いわて汚水処理ビジョン 2025」の策定にあたり、有識者や専門家などから構成される第三者懇談会「いわて汚水処理ビジョン検討懇談会」を設立しました。

検討懇談会の設立目的は、次期ビジョン案について、中長期的な視点からの意見を聴取することです。

検討懇談会は、2025年度に5回会議を開催し検討を行いました。

会議の内容については、「資料 51 いわて汚水処理ビジョン検討懇談会議事録」に記載しています。

検討懇談会の構成員は、次のとおりです。

| 氏 名    | 現在の所属、専門                             | 備 考 |
|--------|--------------------------------------|-----|
| 浅沼 秀一  | 盛岡市上下水道局上下水道部長<br>行政                 |     |
| 伊藤 歩   | 岩手大学工学部教授<br>環境衛生・水環境                | 会長  |
| 恒川 かおり | 特定非営利活動法人未来図書館<br>主任コーディネーター<br>教育   |     |
| 當山 啓介  | 岩手大学農学部准教授<br>山村政策                   |     |
| 林 俊春   | 特定非営利活動法人岩手県環境カウンセラー<br>協議会理事長<br>環境 |     |
| 森 博喜   | 株式会社ABCオフィス中小企業診断士<br>会計             |     |

(五十音順、敬称略)

## いわて汚水処理ビジョン検討懇談会規約

### (目 的)

第1条 本懇談会は、「いわて汚水処理ビジョン 2017」に続く次期計画を策定するにあたり、将来の地域像を見据えたうえで、地域の実状に合った整備や維持管理等について、構成員から中長期的な視点からの意見を聴取することを目的とする。

### (名 称)

第2条 本懇談会は、「いわて汚水処理ビジョン検討懇談会」（以下「検討懇談会」という。）と称する。

### (組 織)

第3条 検討懇談会は、別表1に掲げる分野・専門に属する者の中から県土整備部下水環境課総括課長が依頼するものをもって構成する。

### (委員長)

第4条 検討懇談会に会長を置き、構成員が互選する。  
2 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。

### (構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、令和8年3月31日までとする。

### (会 議)

第6条 検討懇談会は、県土整備部下水環境課総括課長が招集する。  
2 検討懇談会には、構成員の他、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (庶 務)

第7条 検討懇談会の庶務は、県土整備部下水環境課において処理する。

### (補 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討懇談会の運営に必要な事項は、会長がこれを定める。

### 附 則

1 この規約は、令和7年 4月 1日から施行する。

## 資料51 いわて汚水処理ビジョン検討懇談会議事録

---

いわて汚水処理ビジョン検討懇談会は、2025年度に次のとおり5回の会議を開催しました。

|       |           |          |
|-------|-----------|----------|
| 2025年 | 4月14日（月）  | 第1回検討懇談会 |
| 2025年 | 7月8日（火）   | 第2回検討懇談会 |
| 2025年 | 10月3日（金）  | 第3回検討懇談会 |
| 2025年 | 12月15日（月） | 第4回検討懇談会 |
| 2026年 | 1月15日（木）  | 第5回検討懇談会 |

これらの検討懇談会での検討内容は、次ページ以降の議事録をご覧ください。



次ページから議事録を記載

## 第1回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議結果

- 1 開催した会議の名称  
第1回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会
- 2 開催した日時  
令和7年4月14日（月） 13:30～15:30
- 3 開催場所  
トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）第1会議室
- 4 出席構成員  
浅沼氏、伊藤氏、恒川氏、當山氏、林氏、森氏
- 5 次第
  - (1) 開会
  - (2) あいさつ
  - (3) 構成員紹介
  - (4) いわて汚水処理ビジョン検討懇談会規約の説明 資料1
  - (5) 会長選出
  - (6) 議題 資料2
    - ・ 現行ビジョンとこれまでの取組状況について
    - ・ 社会経済情勢の変化について
    - ・ 次期ビジョンの方向性について
  - (7) その他 資料3
    - ・ ビジョン検討懇談会の年間スケジュールについて
  - (8) 閉会
- 6 会議資料
  - 資料1 いわて汚水処理ビジョン検討懇談会規約
  - 資料2 説明資料
  - 資料3 ビジョン検討懇談会の年間スケジュールについて

■構成員からの主な質問、意見は次のとおり

構成員

- ・汚水処理人口普及率という指標があるが、普及していない場合の汚水処理はどのような状況であるか？

事務局

- ・一般的には汲み取り式トイレを使用している例が多いと考えられる。また、近年は減少傾向にあるが、し尿は浄化処理されるものの、風呂場や炊事場の排水が公共用水域へ放流される単独浄化槽の例も考えられる。

構成員

- ・汚水処理ビジョンとは、全国の都道府県で策定されているものか？

事務局

- ・概ね全国の都道府県で策定されている。汚水処理ビジョンは、効率的な汚水処理施設整備を進めるために必要とされている。

構成員

- ・汚水処理ビジョンの策定期間や計画期間はそれぞれ異なるのか？

事務局

- ・都道府県の汚水処理施設整備の状況も様々であるため、策定期間や計画期間は各都道府県で異なっている。

構成員

- ・経営状況について、この結果は現行ビジョンで想定されていたものか？それとも予想していなかったものなのか、本結果に関する考察があれば伺いたい。

事務局

- ・現行ビジョンでは、持続可能な汚水処理施設事業の運営のために経営改善が必要とし、経営戦略の策定率 100%を目標として掲げていた。この目標は達成されたが、現在の汚水処理施設の経営状況は説明したとおり。各使用料単価や汚水処理原価に関する目標は掲げていないが、県・市町村ともに経営改善に向けた努力を重ねている状況である。

構成員

- ・経営状況について、集落排水施設の汚水処理原価が高い理由があれば教えてほしい。

事務局

- ・集落排水事業は下水道事業と比べて人家がまばらであり、維持管理が非効率的になるためと考えられる。

構成員

- ・「集合処理の施設整備の概成」とあるが、どのようなイメージであるか？

#### 事務局

- ・個別処理については世帯それぞれの事情により、合併処理浄化槽の切り替えに時間がかかることもあるので、整備概成まで長期間を要するものと考えられる。一方、集合処理については整備も進んできたところであるが、効率性の観点から集合処理の未整備区域を個別処理区域へ転換することについて検討が行われている。このように集合処理の未整備区域を低減させることで整備概成を目指したいと考えている。

#### 構成員

- ・市町村によっては、未普及解消にかかる国の補助金が減少している等の要因により、整備予定であるものの手を付けられない地域がある。このような地域に対しては、合併処理浄化槽の整備に要する補助金を手厚く付けることで、合併処理浄化槽の普及促進を図るような取組を実施しているところもある。汚水処理施設整備の概成に向けては、集合処理の普及促進に限らず、個別処理の普及により汚水処理人口普及率を高めることができればよいと考えていた。

#### 事務局

- ・集合処理の整備については各市町村とも財政的な制約が大きい状況にあるため、個別処理を推進していくことは今後必要になると考えられる。

#### 構成員

- ・前回のビジョンでは、未普及解消に関する高い目標が掲げられていたが、実現が困難な状況にあると考えられる。今回ビジョンでは未普及解消に関するプラスアルファの要素が入れられればよい。

#### 構成員

- ・下水道事業行政に関する国・県・市町村の役割分担について教えてほしい。

#### 事務局

- ・主に汚水処理施設整備を行っているのは市町村となる。一部例外として、都道府県が管理主体となる流域下水道もある。国の役割としては、公共用水域の水質保全のため、施設整備にかかる事業費の補助、技術的な指導などが行われている。

#### 構成員

- ・推進会議の役割について、県と市町村の連携について補足いただきたい。

#### 事務局

- ・汚水処理ビジョンを策定する上での県と市町村の連携に関して、各市町村の中長期的な目標をどのように考えるべきか等のすり合わせを行った。市町村の回答が現実的な伸び率になるのか、もう少し頑張るべきでないのかなど、そのようなバックデータをまとめている。

#### 構成員

- ・他にも県と市町村の連携については、広域化・共同化や集落排水事業の統廃合もあると考えられる。このような取組に関する県の連携状況も教えていただきたい。

#### 事務局

- ・市町村単独で課題解決が困難な取組については、解決事例の情報提供や意見交換を行う場の提供等を実施している。

#### 構成員

- ・収入と支出のバランスについて考え方を確認したい。運営という観点で使用料と維持管理費が釣り合うことは難しいと思うが、この一般会計からの繰入金について頼らないなどの方向性はあるか。

#### 事務局

- ・現状の経営状況は厳しい。類似する水道事業と比べると、下水道事業は施設整備にかかる費用の割合がとても大きい。支出を0にすることは難しいので、このようなアンバランスの解消を目指したい。なお、一般会計の繰入金については、一般会計に交付税として措置されたものを適正に繰入れているものもある。

#### 構成員

- ・現状の会計状況を踏まえて、W-PPPをどのように活用していくか教えてほしい。

#### 事務局

- ・人口減少に伴う自治体職員の減少により、将来的には下水道維持管理に悪影響を及ぼすと考えられている。そのような事態の解消方法の1つとしてW-PPPがある。W-PPPの導入による経費の削減額等は不透明であり、また全国的に取り組まれている事例が少ないので、他県の状況を聞きながら、どの程度効果があるのかこれからも検討していきたい。

#### 構成員

- ・広報活動や普及啓発について、出前講座の受講人数は年間500人程度となっている。この数値について、どのように考えればよいか教えてほしい。

#### 事務局

- ・出前講座は小学校3~4年生を対象に実施している。普及啓発を図る上では、出前講座を受講する人を増やしていきたいが、行政側の体制にも限りがあるため、関係団体の力も借りつつ、取組の拡大を目指していきたい。

#### 構成員

- ・個別処理ということになれば、いろんな年代の皆様に普及啓発が必要になると思うがどうか？

#### 事務局

- ・一例として出前講座を掲げたが、産業まつりや市町村のイベントの際にブースを出して普及啓発を行っている事例もある。若い方や高齢者に対してもPRを続けていきたい。

#### 構成員

- ・前回ビジョンの政策等で想定外のことなどあれば教えてほしい。例えば埼玉県八潮市の件や、集中豪雨による浸水被害などである。

#### 事務局

- ・今のビジョンを作成して以降の社会情勢の変化としては、埼玉県八潮市の道路陥没などがある。これまではコンクリート管の耐用年数は50年とされていたが、埼玉県の事例では40年ほどで壊れてしまった。また耐震化等の要素も盛り込む必要があると考えている。雨水対策については、過去の浸水被害実績を踏まえたハザードマップは作成されているが、水防法の改正に伴う想定最大規模降雨のハザードマップの作成が今後の課題となる。

#### 構成員

- ・今回ビジョン作成時においてポジティブな取組もあると思う。たとえばDX技術の導入など。そのような良い取組で施策に反映できるものはないか。

#### 事務局

- ・老朽化施設への点検に関して、最新技術で安全に点検できないか等、情報収集はしていきたいと考えている。

#### 構成員

- ・農業集落排水処理施設について、農業者が大幅に減少してきているが、施設の維持は大変ではないのか？

#### 事務局

- ・農村部の汚水処理は市町村が実施している。人口減少、施設老朽化に対して、単純更新するか、下水道へ統廃合するか等の検討を市町村が行っており、県としても統廃合検討を支援したいと考えている。

#### 構成員

- ・施設数が減っているのは、統廃合が進んでいるからという認識でよいか。また県の目標としては、さらに農業集落排水施設を減らすという認識でよいか。

#### 事務局

- ・そのような認識でよい。



第1回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議の様子

## 第2回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議結果

- 1 開催した会議の名称  
第2回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会
- 2 開催した日時  
令和7年7月8日（火） 13:30～15:30
- 3 開催場所  
トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）第2会議室
- 4 出席構成員  
浅沼氏、伊藤氏、恒川氏、當山氏、森氏
- 5 次第
  - (1) 開会
  - (2) 議題 資料1
    - ・いわて汚水処理ビジョン2025（仮）の理念及び方向性について
  - (3) その他 資料2
    - ・今後のスケジュールについて
  - (4) 閉会
- 6 会議資料
  - 資料1 説明資料
  - 資料2 今後のスケジュールについて

■構成員からの主な質問、意見は次のとおり

構成員

- ・国からの主な要請として未普及地域の早期解消とあるが、未普及解消地域の住民からニーズがあるという前提でよいのか？

事務局

- ・本県の汚水処理人口普及率は85.4%となっており、約1割近くの方が汚水処理施設の恩恵を受けていない状況となっている。また、当該未普及地域の方々を対象としたニーズ調査はこれまで実施していない。一事例として、高齢者の方に話を聞いてみると、現在からの環境変化を望んでいないという話もあった。また、自分が亡くなれば空き家となるため未普及解消を望まないという人もいるという話があった。

構成員

- ・汚水処理について、受益者が汚水処理サービスを受けるか受けないのか選択できるような形であればよい。

構成員

- ・下水道整備を諦めている方々と期待している人など様々なニーズがある。集合処理のみが汚水処理ではないが、どのようにすれば水洗トイレを住民が使えるようになるのか考える必要がある。また、国からは汚水処理人口普及率は95%以上にするような要請をされているが、全国的な整備状況を鑑みて、目標値を下げるような動きなどはないのか？

事務局

- ・全国的な汚水処理人口普及率が約93.0%まで上がっている状況であり、どちらかと言えば岩手県は平均値を下げている状況にある。国からはアクションプランの定期的な見直しを促すような要請はあるが、新しい目標値・指標値に関する要請はされていない。

構成員

- ・理念について、汚水処理ビジョンという名称であるのに対し、浸水不安の解消というのが掲げられている。汚水と雨水で異なる物と考えられるが、これについてどのように考えているのか？

事務局

- ・下水道の役割としては、汚水処理に加え雨水排除といった役割がある。近年では集中豪雨による被害が生じていることに加え、住民からのニーズもあるため、理念の中に盛り込む形としている。

構成員

- ・汚水処理ビジョンの構成を検討するにあたっては、県下市町村の意見や確認もなされているのか？

事務局

- ・案そのものは事務局で作成した。作成案を推進会議で諮っており市町村にも確認していただいている。確認頂いた作成案を今回の懇談会で提示した。

#### 構成員

- ・雨水対策については、前々回のビジョン作成の時に雨水が含まれないのはどうしてか？と質問した経緯がある。当時は、下水道の役割である雨水排除を含めた方向性を示した方がよいのではないかと思い提案した。今回のビジョンに記載するかどうかは議論頂きたい。

#### 構成員

- ・資料に「整備の効果が成果として表れにくい。」とあり、効果がない地域に対して整備してきたのか？と捉える方もいると考えられる。また、岩手県の普及率は90%くらいがアッパーになっている可能性はないのか？汚水処理人口普及率が伸び悩む理由について、根本から見直す必要があるとも考えられる。住民に対しては丁寧に説明しないと県の取組を理解してもらえない可能性もあるため注意した方がよい。
- ・W-PPPはハード面の委託になるのか、ソフト面の委託のどちらになるのか？また、監査法人やITベンダー等もスキームに入ることは想定されているか？

#### 事務局

- ・人口普及率については、都市部と岩手県では人口の集中度が違うので同じように考えにくいところもある。希望する人、希望しない人もいると思うが、希望する人には汚水処理のサービスが届くようにしたい。表現についても留意したい。W-PPPについては、処理場の維持管理について民間の創意工夫が働くように改築更新を実施していくというのが基本である。ただ、そのようなスキームが必須という訳ではなく、他の要素も加えていくことは可能である。連携の形については、官民と双方とのやり取りにおいて希望する形となされるのがよい。

#### 構成員

- ・W-PPPについては、他県より先行して検討着手するのがよいのではないか。県がフロントランナーとして挑戦する姿勢を市町村に示すことができればよい。

#### 事務局

- ・W-PPPの全国の事例としては、すでに7件ほど導入されている事例もある。県内の一部市町村でも検討スタートしたと聞いており、県の流域下水道でも導入可能性調査を実施している。県においては、導入可能調査の際にでてくる課題や気づきを整理して、市町村へ展開するなどの支援を実施していきたい。

#### 構成員

- ・指標に関して、現状の未普及解消に向けた下水道整備の対象地域は、山間部等の人口密度が低い地域となっている。ただし、山間部であるからといって水洗化を諦めて頂くのではなく、水洗化して頂くために下水道整備の負担費用と同じくらいの投資で浄化槽を整備する方針としている。人口減少が著しいため、汚水処理人口普及率を目標として掲げるのは難しいことは理解できるがそれでよいのか？また、整備率を指標にする場合、対象は公共下水道事業ということでしょうか？

#### 事務局

- ・集落排水施設の整備は完了しており、主には下水道整備を想定している。

#### 構成員

- ・整備率を指標とした場合、人口が集中する集合処理区域の整備が完了すればそれでよいという風に見える。整備を進めることは大事だと思うが、それが達成されればよいということではなくて、「1人も取り残さない」という方針が見えるような指標がいいのではないか。たとえば、汚水処理人口普及率の指標をもつべきと考えられる。また、整備率が100%になった時にどの程度未普及の人が残されているのかを把握しておく必要があるのではないか。
- ・浄化槽の整備基数について、個人設置型浄化槽の整備数はほとんど変わっていない。この原因として、浄化槽整備のニーズは個人の事情（新築・リフォームの時期など）にもよるが、経済的な理由もあると考えられる。岩手県より補助金の嵩上げをお願いできるとありがたい。

#### 事務局

- ・集合処理における岩手県の状況に関して、概ね一部の市町村を除き、ここ数年が整備概成させるという意見を頂いている。残っている市町村については、住民との合意形成において下水道整備が望まれる地域は下水道で整備することで良いと思うが、人が少ない地域については下水道整備の予定年度を住民に告知するなどの対応が必要ではないかと考えている。
- ・浄化槽の補助について、県産の木材を使えば補助を頂けるなどの補助制度が県の住宅部局にあるので、そのような制度を活用しながら浄化槽整備に取り組んで頂くのがよいのではないかと。

#### 構成員

- ・ビジョンということであれば、各種施策の大きな方向性をわかりやすく示すような1文があればよい。また、新たな指標や計画について、経営戦略の見直し率等が掲げられているが、下水道関係者以外には分かりにくい指標と考えられる。汚水処理事業をより良くするためには、個人への普及啓発も大事である一方、事業に携わる方たちが「やりがい」を感じるような仕組みがあれば良いのではないかと考えていた。そのような指標があれば盛り込んで頂きたい。

#### 事務局

- ・今回ビジョンはボリュームが大きいので、各方向性等をわかりやすく示すようにしたい。素案等を示す中で表現を工夫できればよい。指標のうち、各種計画の見直し率等については、事業マネジメントサイクルを回していただきたいという思いもあり今回提案した。浄化槽の普及啓発については、どのような手段がよいのか浄化槽協会の方とも意見交換しながら進めていきたい。

## 構成員

- ・教育分野においては、直近 10 年ほどで約 200 校が統廃合により閉校となっている。また、10 年未満の比較的新しい学校でも閉校している事例もある。今回の計画は、県の「ふるさと振興総合戦略」などの様々な計画とも関連しながら作成されており良いのではないか。ビジョンの中で、「誰一人取り残さない」というよう思いで作成されているのはよい。また、これまで関わりのなかった NPO 法人との連携という記載がされており、好ましいものと考えられる。

## 事務局

- ・合併処理浄化槽等の普及啓発にあたっては、考えられるあらゆるものを用いて、普及啓発を図ることができればよいと考えている。



第 2 回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議の様子

### 第3回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議結果

- 1 開催した会議の名称  
第3回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会
- 2 開催した日時  
令和7年10月3日（金） 14：00～15：30
- 3 開催場所  
マリオス18階 187会議室
- 4 出席構成員  
伊藤氏、浅沼氏、林氏、森氏
- 5 次第
  - (1) 開会
  - (2) 議題 資料1～資料3
    - ・いわて汚水処理ビジョン2025（仮）の素案について
  - (3) その他 資料4
    - ・今後のスケジュールについて
  - (4) 閉会
- 6 会議資料
  - 資料1 いわて汚水処理ビジョン2025（仮）素案概要版
  - 資料2 事前質問・意見
  - 資料3 第2回懇談会 質問・意見
  - 資料4 今後のスケジュールについて

## ■構成員からの主な質問、意見は次のとおり

### 構成員

- ・2017のビジョンの時と異なって数値目標が各項目で示されることは良いと思う。
- ・整備エリアが広がった効果（整備率は結果）を示すため、指標は汚水処理人口普及率の方がよいのではないか。また、浄化槽整備の目標基数である年間700基は、現状維持であるので、一人でも多くの人に汚水処理を届けることを目指すのであれば、設置基数を増やしていくような目標がよいのではないか。
- ・リダンダンシー・メンテナビリティの確保に関する計画とあるが、このような計画の策定は国が推進しているものなのか？この計画がどのようなものか教えてほしい。
- ・上下水道一体の耐震化計画について、県下市町村では100%策定されているため、この計画期間内で見直しを行うことでよいか？上下水道一体の耐震化計画の見直しについて、どのように考えているのか確認したい。
- ・雨水の計画面積27,700haとあるが、前回ビジョンでは32,000haとなっていた。この計画面積が変更になった理由について教えてほしい。
- ・雨水対策の新たな計画目標について、雨水出水浸水想定区域図の指定率100%は実現可能な施策なのか、また実現すべき目標であるのか教えてほしい。
- ・浄化槽の普及に係る個人のニーズをどのように把握するのか教えてほしい。

### 事務局

- ・今回のビジョンにおける新たな目標は、前回ビジョンにおける目標の達成状況を踏まえて検討したものである。前回ビジョンの達成状況の示し方については、事務局で検討したい。
- ・汚水処理人口普及率は全国的な指標であるので、目標値は設定しないが、将来各年度の汚水処理人口普及率は算定する。
- ・浄化槽の設置基数が現在と同程度との指摘もあったが、近年は浄化槽の整備基数が減少している。この減少傾向を食い止めるため、700基程度を目標としている。なお、700基の整備を上限とするのではなく、上振れた分も整備する予定である。
- ・今後はリダンダンシー及びメンテナビリティについて考えていく必要があるとし記載している。また、国交省では八潮市の事故を踏まえて委員会が開催され、リダンダンシー・メンテナビリティの考え方について議論されている。資料には具体的に記載していないが、点検すら難しいような下水道管に対しては、管の二条化や汚水を空にできる仕組みを設けるなどの議論がされている。岩手県にも同様の下水道管渠があるため、このような考え方を取り入れた計画を検討していきたい。語句については、一般の方に馴染みのない言葉になるため解説を入れるなど工夫したい。
- ・上下水道一体の耐震化計画の見直しの考え方について、処理場等の水処理施設は単独での耐震化が難しいため、現実的には改築更新と併せて進めていく必要がある。老朽化の進行状況に合わせた見直しも必要になるため、耐震化計画についても5年に1度の頻度くらいで見直しが必要と考え、このような目標とした。
- ・雨水計画面積の27,700haは県内市町村の雨水計画の面積である。面積が減った理由は様々で、ある沿岸部の市町村では復興事業に伴い地盤高が変更になったことから雨水計画を見直

した例もある。

- ・個人ニーズの把握方法は次期ビジョン内で検討することになると考えられる。現段階ではアンケート調査のようなものを考えている。
- ・補足となるが、上下水道一体の耐震化計画の策定状況は 100%となっていない。耐震化計画は 5 年目標で作成されているので、次期ビジョン内で見直す。
- ・雨水出水浸水想定区域図の指定は水防法で義務になっているほか、交付金の要件になっているため目標値として設定した。

#### 構成員

- ・本ビジョンで目標が示されたからといって、確実に市町村が対応できるわけではない。策定して終わりではなくて、策定後も県下市町村が目標を達成できるよう県に支援して頂く必要がある。

#### 構成員

- ・住民の方は県内の浄化槽の普及状況を把握していないと考えられる。アンケート調査を進める中で、一般的な普及率を知らせるなどの工夫ができればよい。

#### 構成員

- ・ビジョンであるため、汚水処理施設に関する理想的な姿を示すものと理解している。沿岸部の市町村において、本ビジョンの話をした際に、まだ汲み取りがメインであるとの話をされた。このように理想的な目標を掲げることは良いが、県南・県北の実態がどのようになっているのか、また、県民からの話を広く聞く必要があると考えられる。なぜ下水道が必要か、汲み取りではだめなのか、子供の頃から教育していないと、いろいろな弊害などに関する知識が不足する可能性がある。

#### 事務局

- ・今の小学生が大人になった際、教育を実施していないと生活排水処理施設について疑問を持つとも考えられる。出前学習では、体験型の水処理に関する授業も展開している。最近では県北や県南の方からやってほしいとの問い合わせも来ており、着実に実施エリアは広がってきている。この取組を続けていきたい。

#### 構成員

- ・ごみ処理分野では、子供達に 3 R の考え方が浸透している。リサイクルに係る法整備も進められ、国民の理解が進んできた。水についても重要な資源であるとの教育が重要である。そうすれば、みんなでお金を出し合って処理している意味を理解してもらえれば、下水道への未接続世帯の解消にも貢献できるのではないかと。

#### 事務局

- ・教育の重要性もあるが、整備をしても接続してもらわないと効果がでない。傾向を分析すると、汲み取り家屋が密集している地域では、隣の家屋が汲み取りのため接続しないという傾向も見られた。若い世代もそうだが、親世代も対象にした教育が必要と考えている。

#### 構成員

- ・将来の地域の状況を考えた整備方法を検討」とあるが、実際に100人いて1人しか困っていないのであれば、その費用対効果は薄いと考えられる。困っている人のボリューム感を踏まえて地域の個別課題を解決する必要があるのではないか。
- ・他県の事例では、水道料金の負担が高い地域もあると聞いている。経営が悪くなったときに住民が負担を被ってしまわないような経営体制が必要である。近年の物価上昇を考えれば、将来はもっと厳しくなっていると考えられるため、検討していただきたい。

#### 事務局

- ・地域の状況については、県内で様々な例がある。ある市町村では、1件土地が低い人家が下水道の計画区域から外れている。この人家は見捨てるのではなく、補助金により浄化槽整備を行うなどの対策もしており、このような事例を横展開できるようにしたい。

#### 構成員

- ・資源・エネルギーの利活用について、他自治体の事例では生ごみと汚泥を混合して消化することで再エネルギー化している事例もある。県内では盛岡市の一部地域で混合したものをコンポストにしていると聞いている。施設の規模も縮小していかなければならない状況の中で、将来的にはごみの分野とも連携していく必要もあると思うがいかがか？

#### 事務局

- ・これまで汚泥の堆肥化については、農林部局と連携して取組を進めてきた。また、し尿の担当部局とは、収集されたし尿・汲み取りのうち、施設更新時等で処理しきれないものは一時的に下水道で受け入れるなどの連携はしてきた。混焼等については調整はできていないが、各部局の様々な課題を抱えているため、下水道を始めとする汚水処理の関係で協力できることがあれば随時検討していきたい。

#### 構成員

- ・下水道の管路台帳の作成率が45.2%とある。半数以上の市町村が汚水処理施設に関する埋設物の状況を把握していないということか？

#### 事務局

- ・管路台帳の作成率45.2%は、電子台帳の導入率である。紙ベースの台帳はほとんどの市町村で整備されている。紙ベースの台帳では災害時支援が困難となるが、電子台帳データであれば災害時に効果を発揮するので、このような取り組みも進めていきたい。



第3回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議の様子

## 第4回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議結果

- 1 開催した会議の名称  
第4回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会
- 2 開催した日時  
令和7年12月15日（月） 10:00～11:30
- 3 開催場所  
マリオス18階 180会議室
- 4 出席構成員  
伊藤氏、浅沼氏、恒川氏、林氏、森氏
- 5 次第
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ・パブリックコメントの結果について 資料1
    - ・第3回懇談会で出された意見と反映状況について 資料2
    - ・いわて汚水処理ビジョン2025の本編について 資料3
  - (3) その他
    - ・第5回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会について 資料4
  - (4) 閉会
- 6 会議資料
  - 資料1 パブリックコメントの結果
  - 資料2 第3回懇談会で出された意見と反映状況
  - 資料3 いわて汚水処理ビジョン2025本編（案）
  - 資料3—2 いわて汚水処理ビジョン2025資料編（案）
  - 資料3（追加） 當山啓介氏からの意見
  - 資料4 第5回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会

■構成員からの主な質問、意見は次のとおり

構成員

- ・浄化槽の年間設置基数について、人口も右肩下がりになっていることから、浄化槽の整備基数も右肩下がりになるのは適正なのではないかと考えられる。特段修正する必要はないが、各グラフの分析に役立てて頂きたい。

構成員

- ・浄化槽の未普及人口に対する浄化槽の設置基数の割合ということになるかと思う。そのようなデータが確認できるのであればビジョンに乗せていただきたい。

事務局

- ・集合処理区域内の人口と個別処理区域の人口に関するデータを有しているか確認し、データがあれば本編か資料編にデータを掲載する。

構成員

- ・浄化槽に関してニーズ調査を具体的にどのように進めていくのか？また調査の結果を踏まえて、どのような対策をするのかをビジョンに盛り込んで頂くことは可能か？

事務局

- ・今後、市町村とやり方も含めて議論していく必要があるため、現時点でどのような対策を行うかを示すことは難しい。ニーズを把握した上で、浄化槽の普及促進に向けて実施できる施策を検討していく。

構成員

- ・汚水処理人口普及率の伸びが鈍化している中で、2035年までに汚水処理人口普及率を6%拡大する目標が掲げられている。合併浄化槽の整備基数は右肩下がりであるが、人口割に換算するなどの原単位評価にすれば、恐らく右肩上がりのグラフになるのではないだろうか。また、盛岡市と県の普及率には10%程度の差があるようだが、この10%の差異の原因を考察し、どのような地域に手を入れたら良いのかなど考えてみるとよい。例えば、沿岸部の地域に対して合併浄化槽の整備を手厚くするなど、現状の社会状況を踏まえて検討してもらえるとよい。

構成員

- ・県内で汚水処理人口普及率95%を超えているのは盛岡市と矢巾町の2市町しかない。国からは95%を目指すよう指導があるものの、まだまだ普及していない地域も多い。

構成員

- ・地域の実情に応じた取り組みを展開していけると良い。県のビジョンの中で具体的にどのような支援をしていくのかを示すことはできないか？

## 事務局

- ・北上川流域の方が普及率は高いが、沿岸部などは人家がまばらであるため浄化槽がメインになる。県としてどのようにテコ入れするかということであるが、抜本的な対策はないため普及啓発がメインになると思う。県としては、市町村に対し普及啓発にかかるポスターを示すほか、関係団体に対する出前講座の開催、小学生だけでなく大人に対しても周知活動を行うなどの取組を進めていきたい。

## 構成員

- ・普及啓発の新たな計画・目標について、記載内容が少し薄いように感じた。小学生だけでなく、大人を対象に実施するといった先の話もこの中に盛り込んで頂く良い。また、近年は「デザインマンホール」や「マンホールカード」に関する情報発信も SNS で活発に行われていることから、本活動の取組主体である GKP にアクセスできる QR コードや説明分を盛り込むなどの対応があればよい。
- ・子供達には、現役世代が出てこないようなアイデアを出すこともできるので、早い段階から課題解決を行う力をつけるのも必要と考えられる。新たな計画・目標のところについても、様々な普及啓発の方法があると思うので、表現だけでもよいのもう少し膨らませるとよい。

## 事務局

- ・普及啓発は重要な取り組みであると認識している。これまでの取組実績や今後の目標において、一般の方への周知を行うことを記載するなどの対応をしたい。

## 構成員

- ・人口普及率の推移と使用料単価等の推移を重ねて考察してみると、「汚水処理人口は減っているのに汚水処理原価も減っているのが基本なのではないか？」と考えられる方もいると思う。

## 事務局

- ・供用開始して施設の老朽化が各自治体の負担となっている。結果的に汚水量は減少しているけど資本費が増えている可能性もあり、要因を一概に説明することは難しいと考えられる。

## 構成員

- ・維持管理費が増えていくのはその通りであるが、使用料収入も減っていくことになる。一方維持管理する施設は増えていくので、より経営は厳しくなる状況にある。本ビジョンでは、使用料収入に関する表現がほとんど入っていないように感じている。

## 事務局

- ・本文にどのように使用料収入の件を盛り込むかどうか検討したいと思う。

## 構成員

- ・厳しい経営状況に対する対策として、W-PPPやストックマネジメント、アセットマネジメントが示されている。課題と対策が読者に繋がるような形で示されているとよい。今後数字に関して、より強く説明も求められるようになると考えられるためしっかり準備しておくとうよい。

## 構成員

- ・未整備面積を示しているところについて、どのような地域が未整備地域か、また今後整備を行う地域はどこか、下水道から浄化槽に転換する地域はどのようなところかなどのイメージが伝わるようにポンチ絵のようなもので示すことができればよい。
- ・汚泥の共同処理について、宮古地域の取組が記載されているが、具体的な事例を挙げてもらえるとうい。
- ・W-PPP について、「導入効果が高い下水道事業を対象に」とあるが具体的にどのようなことができるのか事例が示されていれば良い。
- ・流域幹線の延長が示されているが、同じように市町村別の管路延長が本編や資料編に示されているとうい。

## 事務局

- ・宮古地域の取組は、下水汚泥を一般ごみと混焼している取組である。現在、国の施策としては肥料化を推しているため積極的に導入しているものではないが、過去にコスト削減の観点から施設導入を行っている。当該事例について解説を加えたいと考えている。
- ・整備区域の見直しについて、どういう区域を見直しているかのイメージが湧かないということだと思うので、どういう示し方が良いか考えたい。
- ・W-PPP の導入効果が高いところや具体事例について、記載方法を考えたい。
- ・管渠データについては、掲載方法およびデータの確認含め検討したい。



第4回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議の様子

## 第5回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議結果

- 1 開催した会議の名称  
第5回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会
- 2 開催した日時  
令和8年1月15日（木） 10：00～11：30
- 3 開催場所  
マリオス18階 187会議室
- 4 出席構成員  
伊藤氏、浅沼氏、恒川氏、當山氏、林氏、森氏
- 5 次第
  - (1) 開会
  - (2) あいさつ
  - (3) いわて汚水処理ビジョン2025最終案について 資料1
  - (4) 閉会
- 6 会議資料  
資料1 いわて汚水処理ビジョン2025本編（最終案）

■ 構成員からの主な質問、意見は次のとおり

構成員

- ・ 今回の汚水処理ビジョンでは個別処理区域が拡大する方向性で取りまとめられているが、農山漁村部についても着実に汚水処理整備が進められるような施策を進めてほしい。

構成員

- ・ 昨今、地球温暖化等の環境問題が顕在化しているが、排水処理や雨水処理に関する問題がマスコミに取り上げられにくくなったように感じている。今回策定するビジョンでは、汚水処理に関する基本的な事項が網羅されているように思う。

構成員

- ・ 公共の福祉が基本的な役割となる中で、営利企業とは違うルールで利潤をどのように生み出すのか考えることが勉強にもなった。一般会計からの補填はありつつも、今後はよりタイトなコスト管理が求められると想定され、今回の汚水処理ビジョンでは、その問題提起ができたのではないかと。次回の汚水処理ビジョンの改訂までに、より独立採算に近づいていければ良い。

構成員

- ・ 日常生活の環境整備は非常に重要である。これまでは汚水処理施設が整備されていることが当たり前で、汚水処理施設の必要性について考える機会がないことを痛感した。汚水処理の現状や課題を整理された本ビジョンは重要と考えられる。今後、汚水処理に携わる方々を教育現場に招いて、汚水処理の重要性や仕事への思いを話してもらうことが効果的と考えられる。今後とも連携させてもらえればよい。

構成員

- ・ 下水道管理者は、人口減少により使用料収入が減少していく中で、以下に汚水処理施設を持続させていくかを常に考えなければならない。懇談会を通じて、経営の視点を含む様々な意見を構成員からいただき、ビジョンに反映することができてよかったと思う。ビジョンは策定して終わりではなく、これからがスタートになるため、県が主導して進めてもらえれば良い。

構成員

- ・ 災害対応や官民連携など、最新の情報を盛り込んで頂いたほか、各構成員の視点も取り入れられており良いと思う。整備を概ね完了させるために、集合から個別に切り替えなければならないところもあり、そのような区域に対する整備も進めてもらいたい。岩手県のよりよい水環境を維持できるようにするため、本ビジョンの県民への周知や普及に取り組んでもらえるとよい。



第5回いわて汚水処理ビジョン検討懇談会の会議の様子

「いわて汚水処理ビジョン 2025」の策定に関する

意見書

令和8年1月15日

岩手県知事 達増 拓也 様

いわて汚水処理ビジョン検討懇談会  
会長 伊藤 歩

岩手県には、宮沢賢治が心の中に描いた「イーハトーブ」が、いまも自然の中に息づいています。イーハトーブは、木々や土、水と心を通じ、空や風と語り、あらゆる生き物の営みに“小宇宙＝岩手そのもの”を見出したものです。

このような岩手の豊かな環境を守り継ぐため、欠かすことができないものが下水道を始めとする汚水処理です。

いわて汚水処理ビジョン検討懇談会は、岩手県が策定を進めている「いわて汚水処理ビジョン 2025」に関して、その素案をもとに検討を行った結果、以下のとおり意見を提出します。

### 1 全般について

「いわて汚水処理ビジョン 2025」に示された目標を達成できるよう、市町村と共に取り組むこと。

### 2 汚水処理施設の整備について

汚水処理施設は県民が快適で豊かに暮らせる生活環境を実現するうえで必要不可欠であるため、汚水処理施設の早期整備に努めること。

また、汚水処理施設の整備にあたっては、人口減少や社会情勢の変化を捉え、集合処理方式から合併浄化槽への見直しを進めるなど、地域の実情に応じた効率的な整備を進めること。

### 3 資源・エネルギーの利活用について

汚水処理で発生する汚泥を肥料として有効利用するとともに、リン回収等の新技

術の導入を推進すること。

また、再生可能エネルギーの導入や施設の省エネルギー化などを推進し、脱炭素・循環型社会形成に努めること。

#### 4 汚水処理施設の経営について

今後、人口減少に伴い汚水処理の料金収入が減少するとともに、汚水処理施設の老朽化に伴う大規模な改築・更新時期を迎えることから、広域化・共同化計画に基づく施設の統廃合や、新たな官民連携手法の導入などを推進すること。

現在の事業全体の経営状況について、将来の見通しを明らかにするため、経営戦略の見直しを一定期間ごとに進め、健全な経営に努めること。

#### 5 汚水処理施設の維持管理について

汚水処理施設の維持管理及び老朽化対策については、老朽化に伴う道路陥没事故などを踏まえ、施設の定期的な点検・調査により劣化状況を把握し、計画的に対策を講じること。

膨大な汚水処理施設を管理するため、施設台帳の電子化を始めとするDXを推進すること。

#### 6 災害対策について

能登半島地震や、近年頻発している豪雨災害を踏まえ、被災時にも汚水処理が停止しないよう、汚水処理施設の耐震化及び耐水化を着実に進めること。

#### 7 雨水対策について

豪雨災害から都市を守るため、引き続き雨水排水施設を整備し、浸水被害の軽減に努めること。

雨水出水浸水想定区域の指定や内水ハザードマップの作成により、住民に対する浸水リスクの情報提供に努めること。

#### 8 広報活動・普及啓発について

県などがこれまで取り組んできた子供たちへの出前講座等に加え、幅広い世帯への広報・普及活動に努めること。

浄化槽の普及に係る広報活動・普及啓発については、設置を希望する世帯の把握及び行政の支援制度の周知を図るほか、県民一人一人が水環境保全の大切さを理解し浄化槽設置が促されるよう、市町村と一体となって取り組むこと。

# いわて汚水処理ビジョン検討懇談会

会 長 伊藤 歩 (環境衛生・水環境)

構 成 員 浅沼 秀一 (行政)

構 成 員 恒川 かおり (教育)

構 成 員 當山 啓介 (山村政策)

構 成 員 林 俊春 (環境)

構 成 員 森 博喜 (会計)



図 52-1 意見書手交式 (2026.1.15)

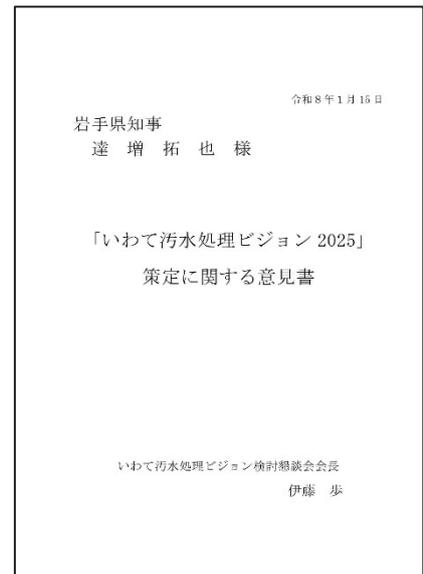


図 52-2 意見書

## 資料53 いわて汚水処理ビジョン 2025 構想図

---

次頁に、「いわて汚水処理ビジョン 2025 構想図 (2035 年度末時点)」と「いわて汚水処理ビジョン 2025 構想図 (2050 年度末時点)」の縮小版を示します。